

鎌倉市文化財年報

令和 5 年(2023 年)度

鎌倉市教育委員会

令和 7 年(2025 年)3 月

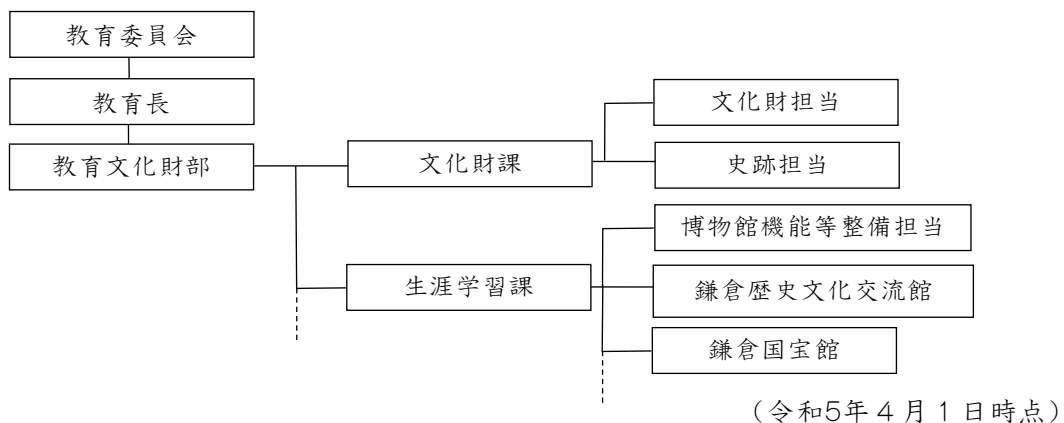
目次

1	教育文化財部所管組織	1
(1)	教育文化財部機構図	
(2)	鎌倉市文化財専門委員会	
(3)	鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会	
2	文化財の指定	4
3	文化財の保存・整備	9
(1)	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況	
(2)	周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出	
(3)	発掘調査の実施状況	
(4)	発掘調査報告書の刊行	
(5)	発掘調査補助金の交付状況	
(6)	共同研究の実施状況	
(7)	指定文化財の保存修理の実施状況	
(8)	鎌倉市指定文化財保存管理補助金	
(9)	無形文化財の保護・育成	
(10)	文化財の防災対策	
4	文化財の公開活用	22
(1)	鎌倉市遺跡調査・研究発表会	
(2)	鎌倉市遺跡調査速報展	
(3)	その他の展示	
(4)	出前授業・出土品貸出セット	
(5)	発掘調査現地見学会及び学校見学	
(6)	文化財の貸出・掲載等	
(7)	郷土芸能大会	
(8)	有償図書一覧	
5	史跡の公有地化・整備維持管理	40
(1)	史跡の公有地化	
(2)	史跡の整備	
(3)	史跡の公開活用	
(4)	市民活動団体との協働による史跡の維持管理	
(5)	鎌倉市史跡等整備アドバイザー会議	

6 鎌倉国宝館の管理運営	43
(1) 沿革と特色	
(2) 館のあゆみ	
(3) 施設の概要	
(4) 鎌倉国宝館協議会	
(5) 事業実施状況	
(6) 主な出版物	
(7) 資料関係	
(8) 入館者動向	
7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営	53
(1) 沿革と特色	
(2) 施設の概要	
(3) 事業実施状況	
(4) 入館者動向	
8 資料編	58
(1) 鎌倉市内指定文化財件数一覧	
(2) 鎌倉市文化財保護条例	
(3) 鎌倉国宝館条例	
(4) 鎌倉歴史文化交流館条例	
(5) 国指定史跡永福寺跡条例	
(6) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例	
(7) 鎌倉市の史跡・包蔵地概要図	

1 教育文化財部所管組織

(1) 教育文化財部機構図



(2) 鎌倉市文化財専門委員会

鎌倉市文化財保護条例に基づき、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存、活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。10人をもって組織し、任期は2年。

ア 委員名簿

任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日

（50音順）

氏 名	分 野	役 職 等
大野 敏	建 築 史	横浜国立大学教授
大谷津 早苗	民 俗 学	昭和女子大学教授
奥窪 聖美	漆 工 史	東京藝術大学非常勤講師
小林 紀子	近 世 史	横浜市歴史博物館主任学芸員
佐藤 孝雄	考 古 学 仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授 高德院住職
皿井 舞	彫 刻 史	学習院大学教授
鈴木 伸一	植 生 学	東京農業大学客員教授 公益財団法人 地球環境研究戦略 機関 国際生態学センター
瀬谷 愛	絵 画 史	東京国立博物館 学芸研究部 列品管理課登録室長 貸与特別観覧室長
高橋 慎一郎	中 世 史	東京大学史料編纂所教授
御堂島 正	考 古 学	大正大学名誉教授 特遇教授

イ 開催状況

令和5年度は、第1回はオンライン会議で開催したが、第2回、第3回は対面とオンラインの併用で開催した。

(ア) 令和5年8月18日(金)

【協議事項】

- ・令和5年度鎌倉市指定文化財指定候補の選定等について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について
- ・市指定文化財の指定について
- ・令和5年度文化財関連予算について

(イ) 令和5年11月28日(火)

【諮問事項】

- ・令和5年度鎌倉市指定文化財の指定及び解除について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

(ウ) 令和6年1月22日(月)

【答申事項】

- ・令和5年度鎌倉市指定文化財の指定及び解除について

【報告事項】

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・発掘調査の実施状況について

(3) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例に基づき、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議する。委員は、学識経験を有する者、公共的団体が推薦する者、社寺に関係を有する者、市社会教育委員、市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者、及び市民のうちから教育委員会が委嘱する。10人以内をもって組織し、任期は委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間。

ア 委員名簿

任期 令和3年3月16日～

(区分毎50音順敬称略)

区分	氏 名	所 属 等
学識経験を有する者	高橋 慎一郎	東京大学史料編纂所
公共的団体が推薦する者	進藤 勝	鎌倉市観光協会
	奈須 菊夫	鎌倉商工会議所
社寺に関係を有する者	大三輪 龍哉	浄光明寺
	代表役員 吉田 茂穂	鶴岡八幡宮
社会教育委員	島田 正樹	社会教育委員
市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者	安齋 佳子	小坂小学校
市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者	河合 克也	深沢中学校
市民	小坂 純	市民委員公募選考
市民	野村 和代	市民委員公募選考

※所属等は令和6年3月末現在

イ 開催状況

令和2年6月の鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の策定後は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、引き続き進める予定であった基本計画等の策定に遅れが生じていたが、令和3年12月に鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例を制定し、令和4年3月に鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会を設置した。

令和5年度は、県外視察を実施し、令和5年8月には萩まちじゅう博物館（山口県萩市）、松本まるごと博物館（長野県松本市）の現地調査及び関係者への聞き取りを行い、先行事例の調査研究をするとともに、計画策定に係る内容検討などを実施した。

2 文化財の指定

令和5年度は、次のとおり、彫刻1件と古文書1件を、新たに鎌倉市指定文化財に指定した。

(1) 彫刻

木造伽藍神像 四軀

制作年代：南北朝時代

品質構造：木造 漆箔 彩色 玉眼（その一）

法 量：像高 その一 42.3 cm その二 37.5 cm その三 66.7 cm
その四 67.3 cm

所 有 者：海蔵寺

臨済宗建長寺派海蔵寺薬師堂に安置される四軀の伽藍神像である。伽藍神とは中国で信仰されていた道教的な土着神が仏教に取り入れられたもので、日本においては鎌倉時代以降に禅宗寺院を中心に受容された。

倚像二軀は、目を見開いた瞋怒相で、巾帽を被り外套状の羽織りを伴う道服を着用して、右手を胸前に挙げて経巻を執り、左手を伏せて膝に置く像（その一）と、瞋怒相で通天冠を被り道服を着用して、胸前で拱手して笏を執る像（その二）である。立像二軀は、歯を見せて開口し、幘頭を被り、足を左右に開いて直立する像（その三）、巾帽を被り、右足を大きく前方に踏み出す像（その四）である。

構造は、いずれもヒノキ材とみられる針葉樹材の寄木造りで、玉眼を嵌入する（頭部が後補であるその二、その三及びその四が現状木眼。玉眼を改造したもの）。倚像二軀は頭体幹部を通して前後二材矧ぎとし、両脚部、両肩以下体側部に各別材を矧ぎ寄せ、像底を刳り残して内刳りをほどこす。襟際で割首をする（その二も、本来は割首をしていたとみられる）。立像二軀はいずれも、頭体幹部を通して前後二材矧ぎとし、内刳り、襟際で割首をほどこす。頭体幹部を通して前後二材矧ぎとする構造や、彩色の下層に布貼りをする丁寧な表面仕上げも共通することから、これらは一具の像とみなしてよいだろう。

その三及びその四の台座底の墨書銘によれば、本伽藍神像は、江戸時代・安永6年（1777年）の本寺仏殿の再建に際し、建長寺千手堂から本寺へと移されたものであり、また建長寺千手堂に安置される以前は金沢能仁寺に安置されていたという。

金沢能仁寺は現在の横浜市金沢区にかつてあった、関東管領上杉憲方を開基とする寺院である。能仁寺には、かつて静岡県河津町・林際寺地蔵菩薩像も安置されており、建長寺を経て現所蔵寺院に移動したことが知られているが、仮にこれが一具であったとすれば地蔵菩薩と伽藍神が組み合わされる尊像構成は極めて珍しく、同じ尊像構成をもつ建長寺仏殿の尊像構成（建長寺の木造伽藍神像五軀は国指定重要文化財。鎌倉時代の制作）を範とした可能性が指摘されている。また林際寺像が建長寺仏殿本尊地蔵菩薩像と同じく法衣垂下式の着衣形式である点や、海蔵寺伽藍神その一と建長寺伽藍神その三は、脚部正面に垂らした腰紐にゆるやかな結び目をつくる点などが共通しており、これらは能仁寺の尊像構成が建長寺仏殿の尊像構成の写しである可能性を想

起させるものである。

本伽藍神像の制作年代については、かつて同じ能仁寺にあった林際寺地藏菩薩像が参考になる。その像内墨書銘によれば、林際寺像は仏師上総法眼朝榮の作で、永徳2年（1382年）3月7日に造像を開始し、翌年の4月21日に完成したことがわかり、作者と制作年代が知られる南北朝時代の貴重な基準作である。林際寺像と海蔵寺伽藍神像はいずれもヒノキ材とみられる針葉樹材の寄木造りで、その一像を例にとって比較してみると、両者像底を削り上げて上げ底式にする点や、襟際で割首をする点などの構造が相通じており、また体部の奥行きが深く、頭部が体部よりも前つきになる身体把握などの作風も類似することから、海蔵寺伽藍神像は、南北朝時代、14世紀後半に朝榮周辺で造像されたものと判断してよいと思われる。なお朝榮の作品は、かつては東京都立川市・普濟寺の応安3年（1370年）銘木造物外可什像（元国指定重要文化財）が知られていたが、平成7年（1995年）の火災で焼失している。

各像は、その一及びその二の台座裏墨書銘によると、少なくとも江戸時代の安永6年には、張大帝、大権修理、掌簿判官、感應使者とみなされていた。従神である掌簿判官、感應使者は立像で表され、特に感應使者は、一般に大きく足を踏み出して歩行する姿に表されることから、その四が感應使者に相当するのは間違いない。したがって、その三が掌簿判官に相当するとみなされる。張大帝は、その容貌の特徴がえらのはった四角い顔、大きな目、髯にあるとされており、植毛痕はないが容貌の通じるその一が該当する。近年、張大帝は外套状の上着を着用するという服制上の特徴があることが指摘されており、建長寺の張大帝像と共通してこれが認められるその一が張大帝であることは確実である。したがって、その二が大権修理となる。

このように海蔵寺伽藍神像は、日本における伽藍神像のなかでも最も制作年代が古いとされる、建長寺仏殿内の伽藍神像の模刻像であると考えられ、鎌倉地方における伽藍神像の受容と展開、及び建長寺派の伸長を考察するうえで重要な作例であることから、鎌倉市指定有形文化財にふさわしい作品と考えられる。

（参考文献）

- ・奥健夫「伽藍神像の請来と受容」（『仏教彫像の制作と受容—平安時代を中心に—』中央公論美術出版、2019年。初出は2013年）
- ・沈宏琳「陸信忠系十王図における士大夫形像—土地神としての張大帝—」（『美術史』191、2021年）
- ・田島整「静岡県河津町林際寺の朝榮作地藏菩薩像について—武蔵六浦能仁寺本尊—」（『金沢文庫研究』348、2022年）
- ・工藤裕司「伽藍神・張大帝の像容の比定について—南宋『鬼董』の記述を通して」（2023年5月28日、第76回美術史学会全国大会口頭発表資料）



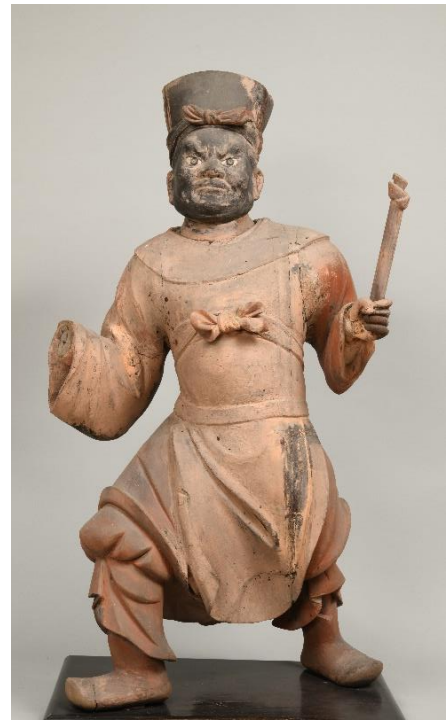
その一（張大帝）



その二（大権修理）



その三（掌簿判官）



その四（感應使者）

(2) 古文書

報国寺文書 一括

数量計 340 点

製作年代 延慶元年(1308 年)※写し～明治 37 年(1904 年)

所有者 報国寺（鎌倉国宝館寄託）

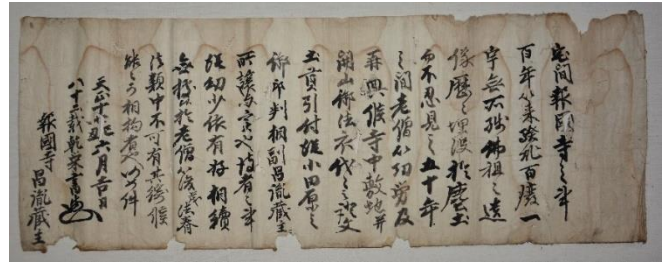
報国寺文書は、功臣山報国寺に伝来した中世から近世・近代の文書群である。

報国寺は天岸慧広を開山として建武元年（1334 年）に創建された、臨済宗建長寺派の寺院。浄明寺宅間谷に位置し、五山十刹に次ぐ諸山に列せられている。開基を足利家時とするものもあるが、『報国寺記』（『鎌倉市史 史料編』の翻刻による）では、上杉重兼と記される。境内には、開山天岸慧広の塔所休耕庵や、虎溪元義の塔所萬休庵があったほか、江戸時代に製作された「報国寺境内絵図」（鎌倉市指定文化財、報国寺蔵／鎌倉国宝館寄託）によれば、さらに多くの塔頭があったという。度重なる戦乱により荒廃し、天文年間までに建長寺末となったが、天文から天正年間にかけて住持洋乎乾栄によって再興が図られた。この時、建長寺龍源軒の支配となっていた寺の敷地半分が返付され、仏殿や客殿、惣門が復興されている。江戸時代には建長寺の末寺として寺勢を維持し、歴代将軍の寄進を受けている。

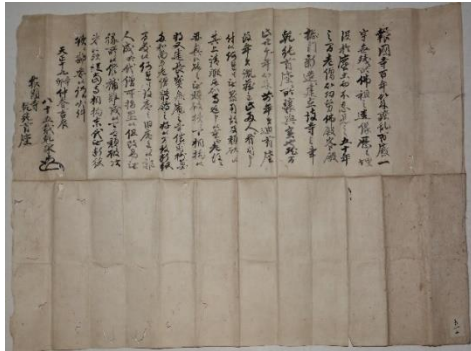
本指定では、すでに重要文化財に指定されている弘安 9 年（1286 年）の「天岸慧広度牒」「天岸慧広戒牒」や『東帰集』、鎌倉市指定文化財に指定されている「報国寺境内絵図」等を除く、鎌倉国宝館寄託分の計 340 点が対象となる。このうち最も古い史料は延慶元年(1308 年)12 月 22 日付の太政官符写（円覚寺文書の写）、最も新しい史料は明治 37 年(1904 年)の帳簿で、中世から近代に及ぶ豊富な史料を有する。当文書群には、報国寺領に関する応永元年（1394 年）の「道高（上杉能俊）寄進状案」や「休耕庵寺領注文」、報国寺の歴史を記した『報国寺記』、北条氏康の印判状などの中世文書をはじめ、江戸幕府歴代将軍の寄進状や公帖、種々の回向文などの近世文書が含まれ、報国寺の寺史研究や鎌倉の禅宗寺院の動向、ひいては武家政権と都市鎌倉の関係を知る上で欠くことのできない重要な史料群である。



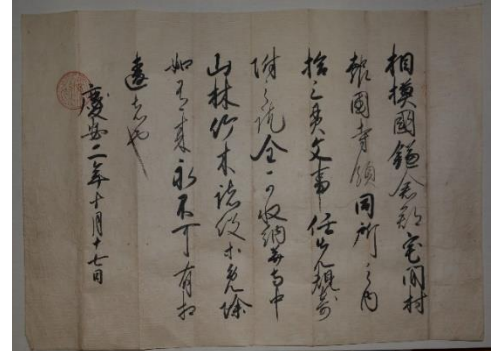
報國寺記(年月日未詳)



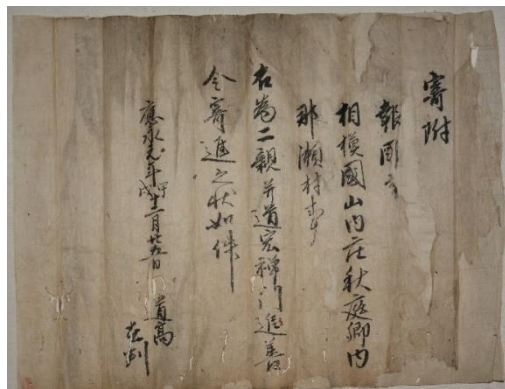
洋乎乾米讓狀 天正 17 年(1589)6 月日



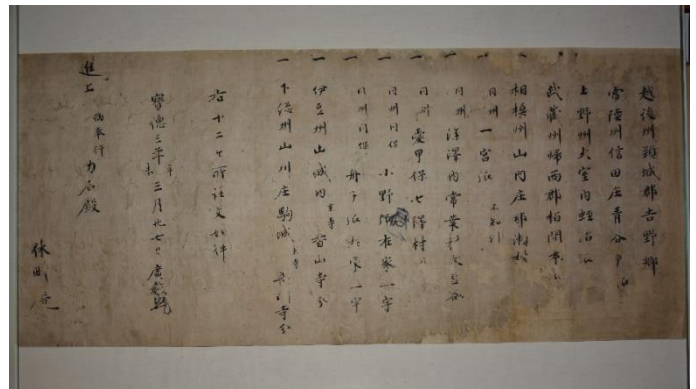
洋乎乾米讓狀 天正 19 年(1591)2 月日



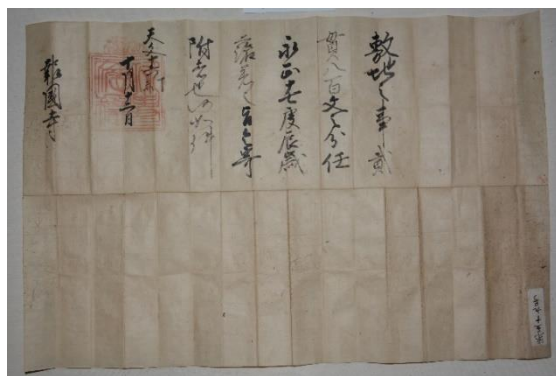
德川家光寺領寄進狀 慶安 2 年(1649)10 月 17 日



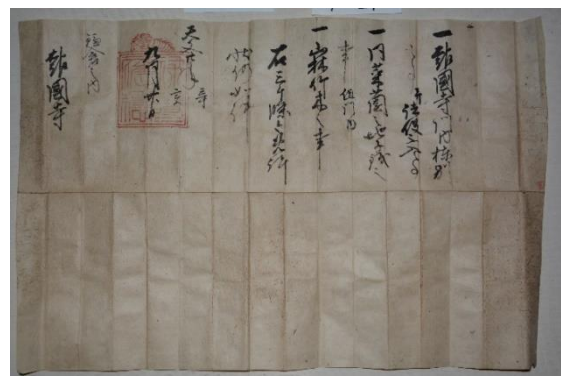
道高(上杉能俊)寄進狀案 應永元年(1394)12 月 25 日



休畊庵寺領注文 寶徳 3 年(1451)3 月 27 日



北条氏康印判狀 天文 16 年(1547)10 月 12 日



北条氏康印判狀 天文 20 年(1551)9 月 20 日

3 文化財の保存・整備

(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況

申請日	史跡等の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
令和5年3月31日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	個人	ボーリング調査	令和5年4月5日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年4月3日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	宗教法人浄智寺 代表役員 朝比奈 恵温	危険木伐採	令和5年4月5日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年4月13日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田 南嶺	墓地造成	令和5年5月26日 文化庁長官許可
令和5年4月24日	国指定史跡 明月院境内	山ノ内	宗教法人明月院 代表役員 佐藤 誠治	御霊屋建築等	令和5年6月23日 文化庁長官許可
令和5年4月24日	国指定史跡 浄妙寺境内	浄明寺 三丁目	宗教法人浄妙寺 代表役員 甲賀 直浩	落石防護網設置	令和5年6月23日 文化庁長官許可
令和5年4月28日	国指定史跡 瑞泉寺境内	二階堂	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 田村 健	ガス管接続	令和5年5月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年5月9日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	宗教法人極楽寺 代表役員 田中 密敬	茶室除去	令和5年5月12日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年5月10日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 田村 健	ガス管理設	令和5年5月15日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年5月23日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	鎌倉市長 松尾 崇 (こども支援課)	ボーリング調査	令和5年5月25日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年6月1日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人龍隠庵 代表役員 太田 寛十郎	供養塔設置	令和5年6月5日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年6月2日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	個人	建物除去	令和5年6月7日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年6月22日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	電柱取替	令和5年6月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年6月22日	国指定史跡 浄妙寺境内	浄明寺 三丁目	株式会社リミエリーナインターナショナル 代表取締役 千葉 三男	ボーリング調査	令和5年6月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年7月7日	国指定史跡 浄智寺境内	山ノ内	宗教法人浄智寺 代表役員 朝比奈 恵温	堆積土除去等	令和5年9月15日 文化庁長官許可
令和5年7月10日	国指定史跡 若宮大路	雪ノ下 一丁目	A C アセット株式会社 代表取締役 大松 秀一	下水管理設	令和5年7月21日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年7月10日	国指定史跡 瑞泉寺境内	二階堂	宗教法人瑞泉寺 代表役員 大下 一真	岩盤保護等	令和5年9月15日 文化庁長官許可
令和5年7月12日	国指定史跡 極楽寺境内・忍性墓	極楽寺 三丁目	鎌倉市長 松尾 崇 (公的不動産活用課)	仮囲い設置	令和5年7月18日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年7月12日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人黄梅院 代表役員 内田 一道	堆積土撤去等	令和5年8月24日 文化庁長官許可
令和5年7月14日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	宗教法人禅居院 代表役員 山名田 紹山	落石防護網設置	令和5年9月15日 文化庁長官許可
令和5年7月28日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	神奈川県藤沢土木事務所 所長 西山 俊昭	防災工事	令和6年9月15日 文化庁長官許可
令和5年8月3日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人円覚寺 代表役員 横田 南嶺	電線埋設	令和5年8月7日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年8月14日	国指定史跡 北条氏常盤亭跡	常盤	鎌倉市長 松尾 崇 (文化財課)	通路復旧	令和5年10月20日 文化庁長官許可
令和5年9月26日	国指定史跡 建長寺境内	山ノ内	東京ガスネットワーク株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 田村 健	ガス管撤去	令和5年10月10日 鎌倉市教育委員会許可

令和5年9月28日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ浜 二丁目	神奈川県藤沢土木事務所 所長 西山 俊昭	樹木伐根 及び補植	令和5年11月24日 文化庁長官許可
令和5年10月6日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	個人	外堀建替等	令和5年11月24日 文化庁長官許可
令和5年10月10日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷 四丁目	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	電柱の設置	令和5年10月12日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年10月18日	国指定史跡 巨福呂坂	雪ノ下 二丁目	神奈川県藤沢土木事務所 所長 西山 俊昭	防災工事	令和5年12月15日 文化庁長官許可
令和5年10月20日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	鎌倉市長 松尾 崇 (文化財課)	危険木伐採・ 間伐	令和5年10月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年10月20日	国指定史跡 大町釈迦堂口遺跡	大町 六丁目	鎌倉市長 松尾 崇 (文化財課)	危険木伐採・ 間伐	令和5年10月26日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年10月26日	国指定史跡 荏柄天神社境内	二階堂	鎌倉市長 松尾 崇 (文化財課)	説明板及び 標柱の設置	令和5年11月2日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年10月27日	国指定史跡 大仏切通	常盤	鎌倉市長 松尾 崇 (文化財課)	防根シート設置	令和5年12月15日 文化庁長官許可
令和5年11月21日	国指定史跡 極楽寺境内	極楽寺 三丁目	鎌倉市長 松尾 崇 (子ども支援課)	防災備蓄倉庫 と遊具の移設	令和5年11月27日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年11月21日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ浜 二丁目	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	電線埋設管取替	令和5年11月27日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年12月8日	国指定史跡 若宮大路	小町 一丁目	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	電線埋設管取替	令和5年12月14日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年12月11日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	宗教法人富陽庵 代表役員 近藤 有円	駐車場設置等	令和6年2月16日 文化庁長官許可
令和5年12月14日	国指定史跡 若宮大路	小町 一丁目	菊池商事有限会社 代表取締役 小田切 壽三	歩道の本復旧 工事	令和5年12月18日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年12月18日	国指定史跡 若宮大路	小町 一丁目	東日本電信電話株式会社 神奈川事業部長 相原 朋子	埋設電話管の 改修	令和5年12月21日 鎌倉市教育委員会許可
令和5年12月21日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷 四丁目	宗教法人高德院 代表役員 佐藤 孝雄	観月堂撤去	令和6年2月16日 文化庁長官許可
令和5年12月21日	国指定史跡 鎌倉大仏殿跡	長谷 四丁目	宗教法人高德院 代表役員 佐藤 孝雄	仁王門等修理の 仮設足場設置	令和6年1月4日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年1月4日	国指定史跡 名越切通	大町 七丁目	鎌倉市長 松尾 崇 (公的不動産活用課)	境界杭及び 管理柵設置	令和6年1月9日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年1月24日	国指定史跡 永福寺跡	二階堂	鎌倉市長 松尾 崇 (文化財課)	危険木の伐採	令和6年1月25日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年2月2日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	鎌倉市長 松尾 崇 (鎌倉国宝館)	屋外説明板立替	令和6年2月6日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年2月6日	国指定史跡 円覚寺境内	山ノ内	KDDI株式会社 建設管理部長 相馬 匡靖	携帯基地局 機器交換	令和6年2月13日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年2月13日	国指定史跡 若宮大路	雪ノ下 一丁目	東京電力パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 浅和 信	電線埋設管改修	令和6年2月27日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年3月4日	国指定史跡 若宮大路	小町 二丁目	鎌倉市長 松尾 崇 (総合防災課)	標識設置	令和6年3月7日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年3月8日	国指定史跡 鶴岡八幡宮境内	雪ノ下 二丁目	個人	ボーリング調査	令和6年3月12日 鎌倉市教育委員会許可
令和6年3月14日	国指定史跡 若宮大路	由比ガ浜 二丁目	東京ガスネットワーク株式会社 湘南導管ネットワークセンター 所長 田村 健	ガス管取替	令和6年3月19日 鎌倉市教育委員会許可

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出

ア 埋蔵文化財確認調査の実施

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の行為が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある場合、計画地内の一部を掘削し、埋蔵文化財の状況を知るための確認調査を実施している。この結果に基づき、計画されている土木工事等が遺跡に影響を及ぼすか、発掘調査が必要となるかを判断している。令和5年度は71件の調査を行った。

No.	遺跡名	遺跡番号	調査面積 (㎡)	事業種別	遺跡の有無
1	松谷寺跡	205	4	その他建物	有
2	萩郷宮之上遺跡	364	12	道路	無
3	桔梗山城	387	4	個人住宅	無
4	北条高時邸跡	281	4	個人住宅兼工場または店舗	無
5	若宮大路周辺遺跡群	242	6	その他建物	有
6	若宮大路周辺遺跡群	242	2	住宅	無
7	名越ヶ谷遺跡	231	4	個人住宅	無
8	長勝寺跡	88	6	住宅	有
9	長谷小路周辺遺跡	236	4.2	個人住宅兼工場または店舗	有
10	大倉幕府周辺遺跡	49	2.4	住宅	有
11	極楽寺旧境内遺跡	291	4	住宅	無
12	大楽寺跡	262	6	個人住宅	有
13	山ノ内上杉邸跡	170	2	個人住宅	有
14	慈恩寺跡	230	6	個人住宅	有
15	公方屋敷跡	268	4	個人住宅	無
16	米町遺跡	245	1.6	個人住宅	無
17	下馬周辺遺跡	200	2.5	個人住宅	無
18	若宮大路周辺遺跡群	242	6	個人住宅	無
19	円覚寺旧境内遺跡	434	6	住宅	有
20	神明谷遺跡・津西白山遺跡	134	2	宅地造成	無
21	玉縄城跡	61	6	個人住宅	無
22	玉縄城跡	61	12	その他建物	無
23	積善遺跡	440	6	住宅	有
24	甘縄神社遺跡群	177	6	店舗	有
25	神明谷遺跡・津西白山遺跡	134	10.4	その他建物	無
26	材木座町屋遺跡	261	6	住宅	有

27	長谷小路周辺遺跡	236	4	住宅	有
28	北条小町邸跡	282	3	個人住宅	有
29	高德院周辺遺跡	327	4	個人住宅	無
30	武蔵大路周辺遺跡	194	2.8	個人住宅	無
31	大倉幕府周辺遺跡群、 横小路周辺遺跡	49、259	21.3	道路	有
32	上町屋遺跡	359	3.8	個人住宅	無
33	円覚寺門前遺跡	287	6	個人住宅	無
34	材木座町屋遺跡	261	4	住宅	無
35	向原古墳群	1	6	個人住宅	無
36	長谷小路周辺遺跡	236	6	店舗兼賃貸住宅	有
37	北条政村屋敷跡	131	6	個人住宅	無
38	若宮大路周辺遺跡群	242	6	住宅	有
39	理智光寺跡	265	4	個人住宅	有
40	鎌倉城	87	6	個人住宅	無
41	葛原岡遺跡	28	4	個人住宅	有
42	円覚寺旧境内遺跡	434	6	住宅	有
43	釈迦堂遺跡	257	3	住宅	無
44	法性寺跡	197	6	個人住宅	有
45	名越ヶ谷遺跡	231	3	宅地造成	有
46	若宮大路周辺遺跡群	242	6	店舗兼共同住宅	有
47	名越ヶ谷遺跡	231	6	個人住宅	有
48	若宮大路周辺遺跡群	242	6	店舗	有
49	大楽寺跡	262	4	個人住宅	無
50	長谷小路周辺遺跡	236	4	個人住宅	有
51	若宮大路周辺遺跡群	242	12	住宅	有
52	材木座町屋遺跡	261	4	住宅	有
53	寿福寺旧境内遺跡	371	4	宅地造成	有
54	聖福寺跡	223	6	個人住宅	無
55	大慶寺旧境内遺跡	361	2	個人住宅	無
56	名越ヶ谷遺跡	231	4	個人住宅	有
57	最宝寺跡	248	4	住宅	有
58	北条小町邸跡	282	6	その他建物	有
59	峰西遺跡	143	4	個人住宅	無
60	由比ガ浜中世集団墓地遺跡	372	4	宅地造成	無
61	宇津宮辻子幕府跡	239	6	住宅	有
62	宇津宮辻子幕府跡	239	4	個人住宅	有
63	下馬周辺遺跡	200	4	住宅	有

64	若宮大路周辺遺跡群	242	8.6	住宅	有
65	長谷小路周辺遺跡	236	2	その他建物	無
66	東勝寺跡	246	4	個人住宅	有
67	若宮大路周辺遺跡群	242	6	店舗	有
68	若宮大路周辺遺跡群	242	4	店舗	無
69	極楽寺旧境内遺跡	291	6	個人住宅	無
70	若宮大路周辺遺跡群	242	6	個人住宅	有
71	陣出遺跡	351	249.7	土地区画整理事業	有

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出

文化財保護法では、教育委員会以外の民間調査組織等が周知の埋蔵文化財包蔵地で発掘調査を行う場合は、調査開始 30 日前までに届出が必要と定められている（同法 92 条）。また、土木工事等を行う場合は、民間事業者による土木工事等ならば同法 93 条にて工事着手 60 日前までの届出が義務付けられ、公共機関による土木工事等ならば同法 94 条にて事前の通知が義務付けられている。93 条届出、94 条通知に対しては、神奈川県教育委員会教育長から指示が通知される。

令和 5 年度は計 675 件の届出、通知があった。

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出件数一覧

	92条			93条							94条							93条+94条合計
	試掘・確認調査	本発掘調査	計	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他未指示	計	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他未指示	計	
道路			0							0			1				1	1
鉄道			0			1	1			2							0	2
空港			0							0							0	0
河川			0							0							0	0
港湾			0							0							0	0
ダム			0							0							0	0
学校			0							0							0	0
住宅		5	5		5	12	7	1		25							0	25
個人住宅		1	1		14	68	163	1		246							0	246
工場			0							0							0	0
店舗		2	2		3	4	3			10							0	10
住宅兼店舗等		3	3			1	2			3							0	3
その他建物			0			2	7			9							0	9
宅地造成		0	0		2	5	6	1		14							0	14
土地区画整理		1	1							0							0	0
公園造成			0							0							0	0
ゴルフ場			0							0							0	0
観光開発			0							0							0	0
ガス等			0			131	147		8	286			17	5	1		23	309
農業基盤			0							0							0	0
農業関係			0							0							0	0
土砂採取			0							0							0	0
その他開発			0			18	12	1		31			16	5	1	3	25	56
自然崩壊			0							0							0	0
遺跡地図制作等			0							0							0	0
保存目的			0							0							0	0
学術			0							0							0	0
遺跡整備			0							0							0	0
計	0	12	12	0	24	242	348	4	8	626	0	0	34	10	2	3	49	675

(3) 発掘調査の実施状況

ア 鎌倉市教育委員会が実施した緊急発掘調査

鎌倉市教育委員会では国庫補助金及び県補助金の交付を受けて、個人専用住宅や店舗兼個人住宅等の建築工事に伴う緊急発掘調査を事業主の依頼を受けて実施している。令和5年度に行った発掘調査は6件である。

	遺跡名	所在地	遺跡種別	検出遺構	出土遺物	調査原因	調査期間	調査面積(m ²)
1	名越ヶ谷遺跡 (No.231)	大町 四丁目 1884 番 14、15	城館跡	〔中世〕 土坑 119 方形土坑 21 溝状遺構 11 井戸状遺構 1 柱穴 211	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 銅製品 鉄製品 〔奈良・平安〕 土器 (整理箱 22 箱)	個人住宅	(前年度から継続) R5.4.1 ～ R5.6.16	82.52
2	小町大路東遺跡 (No.233)	大町 一丁目 1171 番 1 の一部	城館跡	〔中世〕 切り石敷き 2 土坑 5 溝 2 井戸 1 ビット 14	〔中世〕 土器 陶器 磁器 瓦 石製品 銅製品 (整理箱 78 箱)	個人住宅	(前年度から継続) R5.4.1 ～ R5.7.6	67.53
3	名越ヶ谷遺跡 (No.231)	大町 三丁目 2352 番 7	城館跡	〔中世〕 土坑 14 溝状遺構 1 井戸状遺構 3 ビット 42	〔奈良～中世〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 石製品 木製品 漆器 (整理箱 10 箱)	個人住宅	R5.8.2 ～ R5.9.8	29.47
4	北条小町邸跡 (泰時・時頼邸跡) (No.282)	雪ノ下一丁目 428 番 1	都市遺跡	〔中世〕 溝 4 土坑 51 ビット 180	〔中世〕 土器 陶器 瓦 (整理箱 84 箱)	個人住宅	R5.8.17 ～ R6.1.17	236.83
5	佐助ヶ谷遺跡 (No.203)	佐助 一丁目 576 番 1	城館跡、社寺跡	〔中世〕 溝 23 土坑 38 ビット 223 かわらけ集積 5	〔中世〕 土器 陶器 磁器 石製品 銅製品 木製品 漆器 骨角器 (整理箱 203 箱)	個人住宅	R5.10.30 ～ R6.3.31 (次年度へ継続)	178.41
6	今小路西遺跡 (No.201)	扇ガ谷 一丁目 145 番 2	城館跡、都市遺跡	〔古代〕 溝 4 ビット 9 〔中世〕 道路 3 溝 2	〔古代〕 土器 瓦 〔中世〕 土器 陶器 磁器 鉄製品 銅製品 木製品 漆器 (整理箱 15 箱)	個人住宅	R6.3.18 ～ R6.3.31 (次年度へ継続)	83.0

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が実施した緊急発掘調査

個人専用住宅や店舗兼個人住宅等以外の開発事業に伴う緊急発掘調査は、原因者負担により民間の発掘調査組織が実施している。令和５年度に行われた発掘調査は 15 件である。

No.	遺跡名	所在地	遺跡種別	発見遺構	出土遺物	調査原因	調査組織	調査期間	調査面積 (㎡)
1	大倉幕府北遺跡 (No.193)	西御門二丁目 815 番 1 の一部	城館跡	〔中世〕 石敷き遺構 1 石列 6 石垣 1 瓦敷き 1 木組遺構 1 井戸 1 溝 8 土坑 7 柱穴 109 かわらけ溜り 1 落込み遺構 1	〔中世〕 土器 陶器 磁器 木製品 金属製品 土製品 獣骨 (整理箱 43 箱)	宅地造成	株式会社博通	(前年度から継続) R5.4.1 ～ R5.5.31	575.0
2	大倉幕府周辺遺跡群 (No.49)	雪ノ下三丁目 660 番 3 外 9 筆、660 番 3 先	城館跡、都市遺跡	〔弥生〕 遺物包含層 〔中世〕 整地層 7 道路遺構 3 大型柱穴列 1 柵列 4 柱穴 148 土坑 3 不整形土坑 1 溝 3	〔弥生・中世〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 木製品 貝 獣骨 〔中世・近世〕 銭貨 (整理箱 80 箱)	ガス・水道・電気等	株式会社斉藤建設	R5.4.1 ～ R5.9.5	123.6
3	名越ヶ谷遺跡 (No.231)	大町三丁目 2352 番 1	城館跡	〔平安〕 噴砂痕跡 6 〔中世〕 溝 2 掘立柱建物 2 柱穴列 1 小穴 50 井戸 1 土坑 1 〔近世〕 溝 1	〔中世〕 陶器 磁器 土器 貝類 木製品 (整理箱 4 箱)	個人住宅	一般社団法人鎌倉中世文化研究センター	(前年度から継続) R5.4.1 ～ R5.4.20	36.12
4	笹目遺跡 (No.207)	笹目町 302 番 12、25 の一部、26 の一部	城館跡、社寺跡	〔中世〕 道路状遺構 1 溝 4 方形竪穴建物 9 井戸 2 土坑 123 柱穴 189	〔中世〕 土器 磁器 陶器 土製品 石製品 金属製品 貝殻 獣骨 (整理箱 39 箱)	集合住宅	株式会社博通	R5.4.3 ～ R5.7.31	256.0
5	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町二丁目 22 番 10	都市遺跡	〔中世〕 道路遺構 1 側溝 2 竪穴建物 1 井戸 4 掘立柱建物 2 土坑 41 溝状 12 ビット 122	〔中世〕 土器 陶器 磁器 瓦 金属製品 木製品 石製品 (整理箱 80 箱)	集合住宅	株式会社珠流河国文化財調査研究所	R5.6.14 ～ R5.11.6	233.4

6	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	小町 一丁目 116-9、 116-13、 116-14	城館 跡、 都市 遺跡	〔奈良・平安〕 掘立柱建物 2 〔中世〕 溝 1 掘立柱建物 2 小穴 180 土坑 5	〔中世〕 陶器 磁器 土器 貝殻 骨製品 石製品 木製品 (整理箱 17 箱)	個人 住宅 兼工 場又 は店 舗	一般社団 法人鎌 倉・中世 文化研究 センター	R5.5.8 ～ R5.9.5	197.0
7	佐助ヶ谷 遺跡 (No.203)	佐助 一丁目 539 番 4 外 9 筆	社寺 跡、 都市 遺跡	〔中世〕 石積遺構 1 掘立柱建物跡 1 柱穴列 1 溝状遺構 1 不明遺構 2 土坑 16 ビット 69	〔中世〕 かわらけ 陶器 磁器 漆器 木製品 銭貨 (整理箱 13 箱)	集合 住宅	有限会社 吾妻考古 学研究所	R5.8.4 ～ R5.12.7	370.0
8	陣出遺跡 (No.351)	寺分 字上陣出 393 番 11 外	集落 跡	〔平安〕 住居跡 4 溝 1 土坑 3	〔縄文～古 墳〕 土器 〔奈良・平 安〕 土師器 須恵器 〔奈良～中 世〕 石製品 〔中世〕 かわらけ 陶器 木製品 (整理箱 26 箱)	土地 区画 整理	株式会 社イビソク	R5.8.16 ～ R5.12.26	420.0
9	材木座 町屋遺跡 (No.261)	材木座 一丁目 895 番 1	都市 遺跡	〔中世〕 溝 4 流路遺構 1 井戸 1 土坑 28 柱穴 250 落込み状遺構 1	〔平安・中 世〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 金属製品 土製品 石製品 骨製品 獣骨 貝殻 (整理箱 12 箱)	集合 住宅	株式会 社博通	R5.9.19 ～ R5.12.8	203.6
10	長谷小路 周辺遺跡 (No.236)	長谷 一丁目 194 番 29	城館 跡、 都市 遺跡	〔中世〕 溝 3 方形堅穴建物 4 土坑 4 柱穴 1	〔古墳～中 世〕 土器 〔中世〕 磁器 陶器 金属製品 石製品 骨角製品 骨 貝殻 (整理箱 10 箱)	個人 住宅 兼工 場又 は店 舗	株式会 社博通	R5.10.16 ～ R5.12.13	114.0
11	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	小町 一丁目 66 番 11	城館 跡、 都市 遺跡	〔中世〕 井戸 4 住居跡 1 土坑 1 〔近世〕 流路 1	〔中世〕 かわらけ 青白磁 白磁 〔近世〕 陶器 磁器 土器 土製品 瓦 石製品 金属製品 銭貨	店 舗	株式会 社イビソク	R5.10.16 ～ R6.1.10	254.0

					木製品 獣骨 貝 種子 (整理箱 43箱)				
12	甘縄神社 遺跡群 (No.177)	長谷 一丁目 271番6 の一部	社寺 跡、 都市 遺跡	〔古墳・奈 良・平安〕 遺物包含層 〔中世〕 地業面5 ピット207 土坑29 井戸2 根石列1 埋設土器1	〔古墳・奈 良・平安〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 土製品 石製品 木製品 獣骨・人骨 銭 貝 (整理箱 52箱)	店舗	株式会社 斉藤建設	R5.12.11 ～ R6.3.27	182.9
13	長谷小路 周辺遺跡 (No.236)	長谷 二丁目 276番1 の一部	城館 跡、 都市 遺跡	〔中世〕 方形堅穴建物 9 土坑5 柱穴4	〔奈良～中 世〕 土器 〔中世〕 陶器 磁器 金属製品 石製品 貝殻 獣骨 (整理箱4 箱)	集合 住宅 店舗	株式会社 博通	R6.1.9 ～ R6.2.8	99.0
14	若宮大路 周辺遺跡 群 (No.242)	大町 一丁目 1050番 外1筆	城館 跡、 都市 遺跡	〔中世〕 溝1 方形堅穴建物 17 井戸3 土坑58 柱穴70 据え堦4	〔中世〕 土器 陶器 磁器 金属製品 石製品 骨製品 獣骨 鉄滓 (整理箱 57箱)	集合 住宅	株式会社 博通	R6.2.1 ～ R6.3.31 (次年度 ～継続)	467.5
15	材木座 町屋遺跡 (No.261)	材木座 一丁目 36番2 の一部	都市 遺跡	〔中世〕 潟湖1 津波痕跡1 噴砂痕跡9 〔近世〕 沼沢1	〔中世〕 陶器 磁器 土器 貝殻 人骨 獣骨 (整理箱 10箱)	集合 住宅	一般社団 法人鎌 倉・中世 文化研究 センター	R6.3.28 ～ R6.3.31 (次年度 ～継続)	270.04

(4) 発掘調査報告書の刊行

ア 鎌倉市教育委員会が刊行した発掘調査報告書

令和5年度は『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書40』を令和6年3月25日に刊行した。

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡 種別	調査面積 (㎡)	調査期間
1	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町一丁目 342番2	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡、 都市遺跡	41.27	R2.5.25 ～R2.10.14
2	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町一丁目 342番5	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡、 都市遺跡	41.25	R3.10.14 ～R4.1.15
3	甘縄神社遺跡群 (No.177)	長谷一丁目 236番1	個人専用住宅 (柱状改良工事)	城館跡、 社寺跡	56.39	R3.6.28 ～R3.10.5

イ 鎌倉市教育委員会以外の発掘調査組織が刊行した発掘調査報告書

令和5年度は9件の発掘調査報告書が刊行された。

No.	遺跡名 (No.)	所在地	調査原因	遺跡種別	面積 (㎡)	調査期間	調査組織	刊行年月
1	藤塚西やぐら群	寺分460番2	土地区画整理事業	やぐら	95.0	R5.2.20 ~ R5.3.8	株式会社イビソク	R5.8
2	長谷小路周辺遺跡	長谷二丁目137番18	集合住宅	城館跡・都市遺跡	190.0	R2.8.27 ~ R3.2.4	株式会社博通	R6.2
3	長谷小路周辺遺跡	長谷一丁目284番1、284番15	店舗	城館跡・都市遺跡	104.0	R2.4.14 ~ R2.5.11	株式会社博通	R6.2
4	若宮大路周辺遺跡群	御成町747番1外3筆	店舗	都市遺跡・城館跡	220.0	R2.2.25 ~ R2.4.10	株式会社博通	R6.2
5	山ノ内上杉邸跡	山ノ内字東管領屋敷180番1	集合住宅	社寺跡	63.0	R2.6.1 ~ R2.6.23	株式会社博通	R6.2
6	今小路西遺跡	由比ガ浜一丁目165番11、165番12	集合住宅	城館跡・都市遺跡	197.0	R3.1.18 ~ R3.3.19	株式会社博通	R6.3
7	今小路西遺跡	御成町187番3	ホテル	城館跡・都市遺跡	626.0	R2.6.15 ~ R2.11.18	株式会社博通	R6.3
8	長谷小路周辺遺跡	由比ガ浜三丁目199番37、42	集合住宅	城館跡・都市遺跡	185.2	R2.10.7 ~ R2.12.18	株式会社斉藤建設	R6.3
9	大倉幕府周辺遺跡群	雪ノ下三丁目660番3外9筆	下水道	城館跡・都市遺跡	640.5	R4.2.7 ~ R5.9.5	株式会社斉藤建設	R6.3

(5) 発掘調査補助金の交付状況

文化財保護法第93条の規定に基づき発掘調査の指示を受けた個人が、民間調査組織等を活用し、市内で発掘調査を実施した場合について、補助金を交付している。補助額は発掘調査に要した費用に2/3を乗じた額とし、上限額は120万円としている。令和5年度の補助金交付件数は2件、計2,400,000円を交付した。

(6) 共同研究の実施状況

市内で出土する多様な遺物（特に木製品や金属製品など）をより適切に取り扱い、保管していくための知見を得、保存修復方法を確立し、公開活用するために必要な条件等を探ることを目的として実施した。

令和5年度は学校法人龍谷大学と実施した。

研究課題「鎌倉市内出土文化財の保存修復科学的な調査研究」

実施内容・保存処理済み遺物の経年劣化に関する分析

(7) 指定文化財の保存修理の実施状況 【補助対象事業：11 件】

〔有形文化財〕

- ア 国指定重要文化財 光明寺本堂（令和元～10 年度）
半解体修理
- イ 国指定重要文化財 円覚寺絹本着色五百羅漢像（令和 5～6 年度）
第 5 期。33 幅を、今期は 2 年で 5 幅の修理。管理団体である鎌倉市が実施
- ウ 国指定重要文化財 建長寺伽藍神像（令和 3～5 年度）
経年の埃の付着、剥落、鍔の腐食・膨張による表面層の浮き上がり等の劣化の修理
- エ 国指定重要文化財 円応寺木造奪衣婆坐像（令和 5 年度）
経年による埃やカビ、鍔の腐食・膨張による表面層の浮き上がり等の劣化の修理
- オ 国指定重要文化財 円覚寺文書（令和 3～5 年度）
官宣旨、北条貞時十三年忌供養記の折れ、割れの補修及び屋郎箱の新調等
- カ 県指定重要文化財 教恩寺木造阿弥陀如来及び両脇侍立像（令和 4～5 年度）
経年の埃の付着、剥落等の劣化の修理
- キ 市指定有形文化財 常楽寺木造釈迦如来坐像（令和 5 年度）
剥落や矧ぎ目の開き等の劣化の修理

〔史跡〕

- ア 国指定名勝 瑞泉寺庭園（令和 3～9 年度）
環境整備事業
- イ 国指定史跡 瑞泉寺境内（令和 4～9 年度）
環境整備事業
- ウ 国指定史跡 鶴岡八幡宮境内（令和 4～5 年度）
防災施設整備事業
- エ 国指定史跡 浄智寺境内（令和 4～6 年度）
環境整備事業

(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金

市指定文化財の良好な維持管理を奨励するため、鎌倉市指定文化財保存管理補助金交付要綱に基づき、鎌倉市指定文化財保存管理補助金を支給している（所有者が市・県であるもの、鎌倉国宝館等公共機関に寄託されているものを除く）。令和 5 年度は、74 の対象者に計 2,460,000 円を交付した。

(9) 無形文化財の保護・育成

鎌倉に伝わる郷土芸能に係る後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行っている鎌倉市郷土芸能保存協会へ 134,000 円を交付した。

(10) 文化財の防災対策

文化財を災害から守り、適正な管理を実施し、後世に伝えることを目的とする団体である鎌倉文化財防災連絡協議会に対し、防災施設の保守点検にかかる経費などについて補助金を交付している。令和5年度は、補助対象事業費 7,313,515 円の 1/2 相当である 3,656,758 円を交付した。

鎌倉文化財防災連絡協議会 加盟団体

No.	会 員 名
1	鶴 岡 八 幡 宮
2	覚 園 寺
3	浄 光 明 寺
4	龍 寶 寺
5	光 触 寺
6	建 長 寺
7	円 覚 寺
8	極 楽 寺
9	(一財)一条恵観山荘
10	青 蓮 寺
11	圓 應 寺
12	白 山 神 社
13	来 迎 寺
14	英 勝 寺
15	常 楽 寺
16	東 慶 寺
17	光 則 寺
18	長 勝 寺
19	光 明 寺
20	壽 福 寺
21	円 光 寺
22	御 霊 神 社
23	報 国 寺
24	杉 本 寺
25	妙 法 寺
26	荏 柄 天 神 社
27	熊 野 神 社
28	大 船 観 音 寺
29	明 王 院
30	妙 本 寺

4 文化財の公開活用

(1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会

特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所との共催で、市内で実施された発掘調査に基づく遺跡の歴史的な意義や出土遺物の紹介などにより、郷土への理解と文化財保護の考えを深めるために実施する。

平成3年度に第1回を開催してから、令和5年度で第31回の開催となる。特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所（平成20年度までは鎌倉考古学研究所）との共催。令和5年8月19日に鎌倉生涯学習センターホールで開催し、令和4年度の調査研究成果を発表し、関連した講演「若宮大路周辺遺跡群出土の漆工芸に関わる遺物について」を実施した。参加者110人。

(2) 鎌倉市遺跡調査速報展

市内の発掘調査で見つかった遺跡の歴史的な意義の周知、出土遺物の紹介をするため、平成25年度から、前年度の市内での発掘調査成果を主として、速報展を開催している。令和5年度は、鎌倉市遺跡調査・研究発表会の開催日にあわせてサテライト展を実施し、当日報告する調査地点の成果を中心に展示を行った。速報展は、7月15日から8月31日に鎌倉歴史文化交流館で実施し、延べ入場者数2,127人。サテライト展は8月17日から8月21日に鎌倉生涯学習センターギャラリーで実施し、延べ入場者数292人。

(3) その他の展示

前年度に実施した市内での発掘調査成果について周知するため、鎌倉駅地下道ギャラリー50において令和5年9月6日から9月11日に写真パネル展示を行った。また、市役所本庁舎1階市民課前及び第4分庁舎1階文化財課前に展示コーナーを設け、一年を通して出土品を展示した。

(4) 出前授業・出土品貸出セット

ア 概要

小学校・中学校の児童・生徒に鎌倉の歴史や昔の暮らしの様子についての理解を深めてもらえることを目的とする。文化財課職員が小学校へ訪問し、鎌倉市内遺跡から出土した出土品を見て・触れて・感じてもらえるよう、ハンズオン形式の出前授業及び地域の歴史や遺跡についての解説を行っている。また遺物貸出セットの貸出も行っている。

イ 令和5年度事業実績

出前授業

日時・期間	学校名	学年	内容
令和5年5月15日	清泉小学校	3年	文化財の授業
令和5年6月22日	西鎌倉小学校	6年	文化財の授業
令和5年6月30日	御成小学校	6年	御成小学校内の遺跡—今小路西遺跡
令和5年7月7日	稲村ガ崎小学校	6年	中世極楽寺と稲村ガ崎小学校の遺跡

出土品貸出セット

日時・期間	学校名	学年
令和5年5月15日	清泉小学校	3年
令和5年6月16日～7月14日	第一小学校	6年
令和5年6月22日	西鎌倉小学校	6年
令和5年6月26日～7月7日	稲村ガ崎小学校	6年
令和5年6月30日	御成小学校	6年
令和5年9月22日～10月6日	深沢小学校	6年

(5) 発掘調査現地見学会及び学校見学

ア 発掘調査現地見学会

日時	遺跡名	来場者数
令和5年7月8日(土)	大倉幕府周辺遺跡群	487人
令和5年10月8日(日)	陣出遺跡	302人

イ 学校見学

日時・期間	学校名	遺跡名	人数
令和5年6月30日(金)	横須賀市立 大楠小学校	大倉幕府周辺遺跡群	90人
令和5年10月26日(木)	富士塚小学校	陣出遺跡	40人

(6) 文化財の貸出・掲載等

ア 通年貸出

No.	申請者（機関）	目的	貸出物件
1	有限会社ビックサークル	展示公開	北条時房・顕時邸跡（雪ノ下一丁目265番2）出土遺物 20点
2	パークコート鎌倉管理組合	展示公開	松谷寺跡（佐助一丁目516番1）出土遺物 5点
3	医療法人徳洲会介護老人保健施設 かまくらしるばーほーむ	展示公開	北条小町邸跡（泰時・時頼邸跡） （雪ノ下一丁目367番1）出土遺物 39点
4	株式会社山安	展示公開	巨福呂坂周辺遺跡（雪ノ下二丁目144番1）出土遺物 19点
5	有限会社ミネモト・サプライ	展示公開	北条小町邸跡（泰時・時頼邸跡） （鎌倉市雪ノ下一丁目378番1、5）出土遺物 12点
6	株式会社豊島屋	展示公開	若宮大路周辺遺跡群（小町二丁目283-6他）出土遺物 21点
7	中杉クリーニングサービス	展示公開	若宮大路周辺遺跡群（小町二丁目5-8）出土遺物 4点
8	宗教法人龍寶寺玉縄歴史館	展示公開	山居遺跡出土遺物 8点
9	学校法人聖マリアンナ医科大学	調査研究	市内出土人骨 コンテナ1,113箱
10	大学共同利用機関法人人間文化研究 機構 国立歴史民俗博物館	常設展示	陶磁器類、金属・木製品など 79点
11	埼玉県立歴史と民俗の博物館	常設展示	陶磁器類、骨製品ほか 16点
12	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム	調査研究	由比ガ浜南遺跡出土の人骨及び 獣骨 コンテナ1,149箱

13	美里町教育委員会 美里町遺跡の森館	常設展示	史跡永福寺跡出土瓦 9点
14	帝京大学文化財研究所	調査研究	由比ガ浜中世集団墓地遺跡（由比ガ浜二丁目 1014 番 15 地点）出土 動物遺体 コンテナ 145 箱
15	新潟医療福祉大学	調査研究	鎌倉市内出土人骨コンテナ 20 箱

イ 一時貸出

No.	申請日	申請者	目的	物件
1	令和5年7月7日	東京大学総合 研究博物館	特別展示『骨が語る 「生と死」』での展示 のための借用及び写 真撮影	箸 25 本（若宮大路 周辺遺跡群（小町二 丁目 55 番 11 地点）
2	令和5年8月25日	株式会社博通	「鎌倉出土かわらけ の再編年」研究のため	今小路西遺跡（御成 小学校内）出土遺物 384 点
3	令和5年10月16日	神奈川県教育 委員会	令和5年度かながわの 遺跡展に係る借用希 望資料の事前調査、令 和5年度かながわの遺 跡展の図録掲載	かわらけ（今小路西 遺跡（御成小学校 内）北谷3面出土） ほか 47 点
4	令和5年12月27日	横浜市ふるさ と歴史財団	横浜市上郷深田遺跡 報告書作成事業に伴 う遺物比較検討のため（資料貸出）	今小路西遺跡出土 土器（暗文土師器） 他 16 点
5	令和5年2月21日	株式会社斉藤 建設	報告書作成のための 資料調査	若宮大路周辺遺跡 群（小町二丁目 45 番 2 地点）出土遺物コ ンテナ 21 箱他

ウ 資料調査

No.	申請日	申請者	目的	物件
1	令和5年5月30日	個人	論文執筆及び研究発 表のための資料調査	黄釉陶器 絞胎壺 ほか 6 点

2	令和5年7月13日	神奈川県教育委員会	令和5年度かながわの遺跡展に係る借用希望資料の事前調査、令和5年度かながわの遺跡展の図録掲載候補資料の撮影	かわらけ（今小路西遺跡（御成小学校内）北谷3面出土）ほか47点
3	令和5年7月27日	個人	写真撮影	永福寺出土鬼瓦2点
4	令和5年7月27日	個人	閲覧	永福寺出土鬼瓦2点
5	令和5年8月2日	個人	埼玉県域と鎌倉市で出土する土器の比較	鎌倉市出土の土器 コンテナ10箱
6	令和5年12月12日	個人	論文執筆のため	鎌倉市出土石臼・茶臼12点
7	令和5年12月14日	横浜市ふるさと歴史財団	横浜市上郷深田遺跡報告書作成事業に伴う遺物比較検討のため（資料調査）	今小路西遺跡出土土器（暗文土師器）他19点
8	令和5年12月19日	岩手大学理工学部兼同大平泉文化研究センター	日本出土中国産陶磁器の産地推定に関する比較研究のため	鎌倉市内遺跡出土の中国産陶磁器 コンテナ10箱
9	令和6年1月10日	かながわ考古学財団	関東古瓦研究会 初期寺院シンポジウムにおけるの瓦資料調査	千葉地遺跡出土瓦19点 今小路西遺跡出土瓦82点
10	令和5年2月21日	個人	『千葉地遺跡』報告書掲載瓦の所在確認	『千葉地遺跡』出土瓦片 コンテナ15箱
11	令和6年3月14日	大田区立郷土博物館	令和6年度特別展「関東の弓矢展」の事前調査及び撮影のため	永福寺跡出土黒漆塗弓他、計8点

エ 掲載・放映・画像提供等

No.	申請日	申請者	目的	物件
1	令和5年6月6日	YOU テレビ 株式会社	番組「横浜ミストリー」 番組内にて放映	写真「今小路西遺跡 出土の墨書木札」
2	令和5年6月7日	慶応義塾大学	日本動物考古学会第10 回大会におけるポスタ ー発表	若宮大路周辺遺跡群 (鎌倉市小町一丁目 342番2地点)馬骨出 土状況画像
3	令和5年6月9日	株式会社敬文舎	『星野知子の鎌倉四季 だより』に掲載のため	『鎌倉の埋蔵文化 財』18号 写真15「ま とまって発見された かわらけ」他3点
4	令和5年6月15日	個人	博士論文への掲載	鎌倉市内出土温石の 写真
5	令和5年6月20日	慶応義塾大学	日本動物考古学会第10 回大会におけるポスタ ー発表	若宮大路周辺遺跡群 (鎌倉市小町一丁目 342番2地点)91号 土坑馬骨出土状況画 像
6	令和5年6月22日	帝京大学文化財 研究所	日本動物考古学会ホー ムページへの画像掲載	若宮大路周辺遺跡 (小町1丁目342番 2地点)出土ウマ骨格 写真
7	令和5年6月26日	株式会社敬文舎	『星野知子の鎌倉四季 だより』に掲載のため	『鎌倉の埋蔵文化 財』18号 写真4「黒 に朱花模様の漆器」 他1点
8	令和5年7月26日	YOU テレビ 株式会社	CATV「横浜ミストリー 武蔵国寺尾郷絵図の世 界」にて使用するため	今小路西遺跡出土の 墨書木札の写真デー タ
9	令和5年8月2日	株式会社 吉川弘文館	書籍の本文挿図として 掲載	永福寺銘軒丸瓦
10	令和5年8月2日	株式会社求龍堂	「(仮)運慶」写真集及 び刊行記念写真展展示	鬼瓦
11	令和5年8月3日	NHK 大阪放送局 コンテンツセン ター	NHK 番組「歴史探偵」制 作のため	浜の大鳥居写真デー タ

12	令和5年9月1日	帝京大学文化財研究所	帝京大学オープンキャンパスにおける高校生向け体験型イベントでの展示	"由比ガ浜中世集團墓地遺跡 (No.372) 由比ガ浜二丁目 1014 番 15 地点出土獣骨
13	令和5年9月1日	帝京大学文化財研究所	日本文化財科学会第40回大会における発表	"由比ガ浜中世集團墓地遺跡 (No.372) 由比ガ浜二丁目 1014 番 15 地点出土獣骨
14	令和5年10月24日	有限会社海鳥社	西本正著『東亜考古学論攷(仮題)』に掲載するため	鎌倉市内遺跡出土の宋銭
15	令和5年10月30日	株式会社小学館	読売新聞発行「読売KODOMO新聞」に掲載するため	箸の写真データ
16	令和5年11月18日	日本放送協会メディア総局第3制作センター	テレビ番組「NHK プラタモリ鎌倉(仮)」の制作および放送のため	若宮大路西側側溝の調査写真データ他3点
17	令和5年11月24日	個人	『文化遺産の世界』第43号に掲載するため	永福寺跡写真データ9点
18	令和5年11月27日	株式会社小学館	こども家庭庁 公式ウェブサイトに掲載するため	箸の写真データ
19	令和5年12月4日	特定非営利活動法人鎌倉考古学研究所	『アジア遊学 瓦から探る中世寺院』へ掲載するため	永福寺池岸で出土した瓦類
20	令和5年12月5日	帝京大学文化財研究所	『季刊考古学』別冊44号「都市化の古病理学」への掲載	由比ガ浜中世集團墓地遺跡 (No.372) 由比ガ浜二丁目 1014 番 15 地点出土 イヌ、ウマ、ウシ骨の画像
21	令和5年12月26日	個人	永福寺瓦についての論文作成	永福寺瓦の実測値の提供
22	令和6年3月19日	NHK 大阪放送局コンテンツセンター	NHK 番組「歴史探偵」制作のため(再放送)	浜の大鳥居写真データ

23	令和6年3月26日	千葉市立 郷土博物館	千葉市・千葉大学公開 市民講座の講演内容及 びレジメをまとめた 「講演録」及び「YouTube 配信動画」への資料の 掲載のため	今小路西遺跡出土 陶磁器片画像
----	-----------	---------------	---	--------------------

イ 写真等貸出・撮影

(ア) 書籍等掲載

No.	貸出先	書籍等の名称	掲載写真等	承諾日
1	株式会社小学館	『古寺行こう』36号 「建長寺・円覚寺と古都 鎌倉の名刹」	史跡永福寺跡	令和5年 5月30日
2	株式会社イメージ ング・ワークス	『自然を満喫 森さんぽ』 特集「森の鼓動に耳を澄 まして」	史跡大仏切通	令和5年 6月1日
3	個人	『瑞泉寺庭園に観る夢窓 疎石の世界観』	『史跡瑞泉寺境内・名 勝瑞泉寺庭園保存管理 計画書』72頁 図31「地 区区分図」及び付図「2. 名勝瑞泉寺庭園」	令和5年 7月19日
4	公益財団法人 鎌倉風致保存会	『FRaU S-TRIP MOOK 見たこ とのないサステナブルな 「神奈川」に出会う』	史跡鶴岡八幡宮境内	令和5年 8月30日
5	相馬市教育委員会	『相馬市史第1巻通史編 Ⅰ 原始・古代・中世』	史跡法華堂跡	令和5年 9月15日
6	株式会社 ABC アーク	『歴史人』11月号	史跡和賀江嶋	令和5年 9月21日
7	株式会社 主婦の友社	『ゆうゆう』4月号	史跡永福寺跡	令和6年 1月12日
8	株式会社ウェッジ	オンライン媒体『ほんの ひととき』内コラム「オト ナのための学び旅」	史跡法華堂跡 史跡東勝寺跡	令和6年 1月12日

(イ) テレビ等撮影

No.	許可先	番組名	撮影場所	撮影日
1	株式会社ティラノ サウルス	BS11「中山秀征の楽しく1 万歩！街道びより」	史跡法華堂跡	令和5年 8月31日

2	日本放送協会 メディア総局第3 制作センター	NHK「プラタモリ」	史跡永福寺跡 史跡法華堂跡	令和5年 11月16日 ～11月25日 (うち3日)
3	株式会社テレビ ジョンフィールド	BS 松竹東急『号外！日本 史スクープ砲』	史跡東勝寺跡	令和5年 12月18日

(ウ) その他

1	国際航業株式会社 公共コンサルタン ト事業部空間基盤 技術部	Apple マップの品質向上、 Look Around の機能をサポ ートするための静止画撮 影	史跡永福寺跡	令和6年 3月27日 ～4月30日
---	---	---	--------	-------------------------

(7) 郷土芸能大会

ア 鎌倉市郷土芸能保存協会の概要

郷土芸能の保護・育成を図るため、後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行い、郷土の芸能等の保存に寄与することを目的としている。昭和45年2月に発足した協会で、20団体が加盟している。

鎌倉市郷土芸能保存協会 団体名一覧

(50音順)

今泉はやし会	光明寺(声明)
大船鎌倉囃子保存会	腰越天王囃子保存会
鎌倉神楽(大町)	小袋谷囃子会
鎌倉神楽(御霊神社)	材木座天王唄保存会
鎌倉神楽保存会	材木座囃子連中
鎌倉囃子大町祇園会	坂ノ下さざなみ会
鎌倉囃子山崎保存会	坂ノ下囃子連
鎌倉鳶職組合木遣保存会	台祭囃子保存会
葛原岡神社由比ガ浜囃子連	面掛行列(御霊会)
建長寺鎌倉流御詠歌講	山之内囃子保存会

イ 第52回鎌倉郷土芸能大会開催実績

(ア) 祭ばやし大会

令和5年9月10日(日)

於 鶴岡八幡宮境内源氏池畔

【出演団体】葛原岡神社由比ガ浜囃子連、坂ノ下囃子連、材木座囃子連中、
山之内囃子保存会

来場者数：1,571人

(イ) 郷土芸能大会

令和5年12月9日(土)

於 鎌倉生涯学習センター(きらら鎌倉)ホール

【出演団体】腰越天王囃子保存会、玉縄中学校箏曲部、台祭囃子保存会、
材木座天王唄保存会、材木座囃子連中、坂ノ下さざなみ会、鎌倉囃子山崎保存会、
小袋谷囃子会、山之内囃子保存会、鎌倉鳶職組合木遣保存会

来場者数：372人

(8) 有償図書一覧

・『鎌倉の文化財』(市指定文化財を写真と解説文で紹介)

図書名	体 裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第10集	昭和55年12月刊行/ A5判/総頁70ページ /頒価400円	◇石造 手水鉢(鶴岡八幡宮)◇石造 供養塔 (薬王寺)◇石造 板碑(光照寺)◇紙本著色 束帯天神像 附 紙本墨書 天神名号(荏柄 天神社)◇木造 栄西禅師坐像(寿福寺)◇ 木造 達磨大師坐像(寿福寺)◇木造 阿弥陀 如来及び両脇侍菩薩立像(向福寺)◇平井家文 書(平井恒太郎)◇新撰菟玖波集(附箱極札二 葉)(鶴岡八幡宮)◇大光明蔵(瑞泉寺)◇太 平尼寺出土品 青磁蓋付鎚文壺 古瀬戸黄緑 釉尊形花器(別願寺)◇千葉ヶ谷横穴群(田崎 文康)◇フユザクラ(瑞泉寺)◇クロガネモチ (光明寺)◇ウスキモクセイ(円覚寺)
鎌倉の文化財 第11集	昭和56年11月刊行/ A5判/総頁72ページ /頒価420円	◇石造 板碑(海蔵寺)◇紙本墨画 十六羅漢 図(報国寺)◇紙本墨画 白衣観音図(寿福寺) ◇木造 跋陀婆羅尊者立像(来迎寺)◇木造 阿弥陀如来立像(蓮乗院)◇木造 阿弥陀如来 坐像(覚園寺)◇木造 大覚禅師坐像(建長寺) ◇木造 仏燈国師坐像(竜峰院)◇木造 伝聖 観音菩薩坐像(竜峰院)◇木造 散蓮華蒔絵前 机(妙本寺)◇ 典籍 大覚禅師語録(附箱) (建長寺)◇典籍 仏燈国師語録(附箱)(建 長寺)◇ビャクシン(成福寺)◇イチョウ(妙 本寺)◇ビャクシン(円覚寺)
鎌倉の文化財 第12集	昭和57年12月刊行/ A5判/総頁76ページ /頒価450円	◇石造 板碑(元徳四年銘)(薬王寺)◇石造 宝塔(大慶寺)◇絹本墨書 地藏菩薩像(高德 院)◇絹本著色 奇文和尚像(松嶺院)◇木造 聖観音菩薩半跏像(禅居院)◇銅造 観音菩薩 立像(青蓮寺)◇木造 如意輪観音坐像(光明 寺)◇木造 住吉神倚像(鶴岡八幡宮)◇木造 阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(光照寺)◇木

		造 古位牌(海蔵寺)◇石櫃(覚園寺)◇庚申塔(文政八年銘)(御霊神社)◇庚申塚(いなり道)(鎌倉市)◇ヤマザクラ(市原虎の尾)(安国論寺)◇シロシダレ(鶴岡八幡宮)
鎌倉の文化財 第13集	昭和58年12月刊行/ A5判/総頁80ページ /頒価500円	◇絹本淡彩墨画 曇芳和尚像 附 東海昌俊筆点眼法語(仏日庵)◇木造 釈迦如来坐像(常楽寺)◇木造 毘沙門天立像(円光寺)◇木造 地藏菩薩坐像(仏日庵)◇木造 文殊菩薩騎獅半跏像(円覚寺(正統院))◇木造 文殊菩薩坐像(極楽寺)◇木造 思円房叡尊(興正菩薩)坐像(極楽寺)◇木造 良観房忍性(菩薩)坐像(極楽寺)◇木造 五大明王像 附 胎内納入品(明王院)◇剣(仏日庵)◇紙本墨書 不聞契聞墨跡(仏日庵)◇サザンカ(安国論寺)
鎌倉の文化財 第14集	昭和62年10月刊行/ A5判/総頁68ページ /頒価370円	◇絹本著色仏涅槃図(描表装)(瑞泉寺)◇紙本著色朱衣達磨図(瑞泉寺)◇紙本墨画芦雁図二曲屏風(成福寺)◇木造韋駄天立像(浄智寺)◇木造阿弥陀如来坐像(大長寺)◇木造伽藍神倚像(寿福寺)◇木造千手観音坐像(建長寺)◇木造釈迦如来坐像(附 胎内銘札二枚)(大慶寺)◇木造荒神立像(浄妙寺)◇木造 聖僧文殊菩薩坐像(附 胎内銘札一枚)(覚園寺)◇木造聖僧文殊菩薩坐像(附 胎内銘札一枚)(建長寺)◇紙本墨書額草「最勝輪」(附 扁額一幀)(黄梅院)◇鎌倉木遣唄(鎌倉鳶職組合木遣保存会)
鎌倉の文化財 第15集	平成2年10月刊行/ A5判/総頁64ページ /頒価480円	◇絹本著色猿猴図(建長寺)◇絹本著色錦江和尚像(建長寺)◇絹本著色靈照女図(鎌倉市)◇絹本著色頬焼阿弥陀縁起絵巻模本(光触寺)◇木造阿弥陀如来立像(九品寺)◇木造宝冠釈迦如来坐像(附 胎内銘札一枚)(白雲庵)◇木造仏乗禪師坐像(報国寺)◇木造聖観音菩薩坐像(明月院)◇木造 光明寺世代像(光明寺)◇木造漆塗明月膳・椀(明月院)

鎌倉の文化財 第 16 集	平成 3 年 10 月刊行／ A 5 判／総頁 66 ページ ／頒価 520 円	◇木造円覚寺正統院鐘楼(円覚寺) ◇紙本著色 日蓮上人松葉谷行状図(安国論寺) ◇紙本墨画 白衣観音像(松嶺院) ◇紙本著色洋乎和尚像(報 国寺) ◇紙本墨画白描菩薩図像(浄智寺) ◇木 造観音三十三応現身立像(長谷寺) ◇木造樞翁 妙環坐像(建長寺) ◇木造傑翁是英坐像(帰源 院) ◇木造東岳文昱坐像(富陽庵) ◇木造桃溪 徳悟坐像(富陽庵) ◇木造今上牌(浄智寺) ◇紙 本墨書夢窓疎石墨跡(黄梅院)
鎌倉の文化財 第 17 集	平成 10 年 2 月刊行／ A 5 判／総頁 72 ページ ／頒価 540 円	◇絹本著色約翁和尚像(建長寺) ◇絹本著色中 峰和尚像(明月院) ◇紙本著色指月和尚像(明 月院) ◇板絵著色金彩本堂障壁画(附細川耆姫 像)(妙法寺) ◇木造妙隆寺祖師高僧像(妙隆 寺) ◇木造願行房円満上人坐像(安養院) ◇木 造真言八祖像(附胎内納入銘札二枚)(青蓮寺) ◇木造熊野権現坐像(附木造隨身半跏像二軀・ 木造獅子像二軀)(熊野神社) ◇銅造釈迦如来 及び五百羅漢像(建長寺) ◇光明寺文書(光明 寺) ◇浄光明寺文書(浄光明寺) ◇河内家文書 (個人)
鎌倉の文化財 第 18 集	平成 11 年 3 月刊行／ A 5 判／総頁 74 ページ ／頒価 530 円	◇木造妙法寺表門(妙法寺) ◇木造浄光明寺阿 弥陀堂(附棟札)(浄光明寺) ◇木造浄光明寺 山門(浄光明寺) ◇絹本著色夢窓和尚像(瑞泉 寺) ◇紙本著色持念珠天神立像(鎌倉市) ◇紙 本墨画淡彩渡唐天神像(鎌倉市) ◇木造阿弥陀 如来立像(浄妙寺) ◇紙本著色建長寺境内絵図 (建長寺) ◇明月院文書(一八通)(明月院) ◇鎌倉神楽(鎌倉神楽保存会) ◇大伴神主家墓 所(浄光明寺) ◇番場ヶ谷やぐら群(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第 19 集	平成 12 年 9 月刊行／ A 5 判／総頁 68 ページ ／頒価 380 円	◇木造常楽寺山門(常楽寺) ◇絹本墨画水月観 音図(円覚寺) ◇木造歓喜天立像(巨福呂坂町 内会) ◇銅造燭台(建長寺) ◇銅造火鈴(建長 寺) ◇紙本墨書中巖圓月墨跡(常盤山文庫) ◇

		東慶寺縁切文書(東慶寺)◇小丸家旧蔵東慶寺縁切文書(鎌倉市)◇荏柄天神社文書(荏柄天神社)◇相馬師常墓やぐら(鎌倉市)◇ビャクシン(浄光明寺)◇ビャクシン(イブキ)(建長寺)
鎌倉の文化財 第20集	平成16年1月刊行/ A5判/総頁75ページ /頒価240円	◇木造光明寺総門(光明寺)◇木造荏柄天神社本殿附鎌倉荏柄山天神社由緒書(荏柄天神社)◇絹本著色白衣観音像(建長寺)◇木造薬師如来及び両脇侍菩薩像(海蔵寺)◇木造聖徳太子立像(成福寺)◇木造虚空蔵菩薩坐像(成福寺)◇紙本著色鶴岡八幡宮境内絵図(鶴岡八幡宮)◇紙本著色光明寺境内絵図(光明寺)◇紙本墨画浄光明寺敷地絵図(浄光明寺)◇紙本墨書建長寺年中諷経并前住記(建長寺)◇木造報恩寺梁牌銘(瑞泉寺)◇慈恩院年貢枿(浄光明寺)
鎌倉の文化財 第21集	平成21年3月刊行/ A5判/総頁62ページ /頒価600円	◇木造熊野神社本殿(熊野神社)◇絹本著色蓮池図(建長寺)◇木造阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(来迎寺)◇木造毘沙門天立像(常楽寺)◇木造釈迦如来坐像(浄妙寺)◇銅造梵鐘(円覚寺)◇銅造梵鐘(円覚寺)◇板締染型板(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第22集	平成29年11月刊行/ A5判/総頁78ページ /頒価500円	◇木造鶴岡八幡宮末社白旗神社本殿及拝殿(鶴岡八幡宮)◇絹本著色地藏菩薩図(鎌倉市)◇絹本著色羅漢図(報国寺)◇絹本著色釈迦三尊図(建長寺)◇木造宝冠釈迦如来坐像(妙本寺)◇木造釈迦如来坐像(東慶寺)◇木造夢窓国師坐像(黄梅院)◇銅造観音菩薩御正躰(八雲神社)◇銅造鑿子(円覚寺)◇紙本著色極楽寺境内絵図(極楽寺)

鎌倉の文化財 第 23 集	平成 31 年 3 月刊行／ A 5 判／総頁 74 ページ ／頒価 600 円	◇絹本著色若宮八幡神図（鎌倉市）◇紙本著色 達磨図（建長寺）◇木造阿弥陀如来立像（英勝 寺）◇木造釈迦如来坐像（建長寺）◇木造地藏 菩薩坐像（建長寺）◇木造釈迦如来坐像（覚園 寺）◇銅造灌仏盤（円覚寺）◇木簡（天平五年 銘）（鎌倉市）◇木簡（鎌倉市）◇白磁四耳壺 （鎌倉市）
鎌倉の文化財 第 24 集	令和 5 年 3 月刊行／ A 5 判／総頁 77 ページ ／頒価 600 円	◇石造宝塔（成就院）◇木造聖観音菩薩立像 （浄智寺）◇木造薬師如来立像（円覚寺）◇木 造観音菩薩坐像（松ヶ岡文庫）◇金銅四天王五 鈎鈴（鶴岡八幡宮）◇堆朱龍花文長盆（鎌倉市） ◇紙本著色寿福寺・同塔頭境内絵図及領地図 （寿福寺）◇笹目遺跡出土の埋納品（鎌倉市） ◇北条時房・顕時邸跡出土の墨壺（鎌倉市）◇ 国指定史跡永福寺跡出土の荘厳具（鎌倉市）

・『鎌倉近世史料』

図書名	概要	内容
長谷 坂ノ下村編	昭和 50 年 10 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 341 ページ／頒価 2,000 円	長谷の石渡彦四郎氏、長谷上町念仏講 中、坂ノ下の安斉松平氏、三橋三郎氏、 長田正則氏、坂ノ下地神講中、山本音 春氏、東京大学史料編纂所、富山県立 図書館所蔵史料計 247 点を収録。
十二所編	昭和 51 年 8 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 500 ページ／頒価 2,500 円	大木力雄氏、大木慶司氏、小丸敏雄氏 の 3 氏所蔵、および山口家旧蔵の文書 133 点を収録。東慶寺領および明月院 領に関する史料が中心。
小袋谷編（上）	昭和 52 年 10 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 598 ページ／頒価 2,600 円	昭和 49 年 4 月に鎌倉市指定文化財（文 書）に一括指定を受けた平井恒太郎氏 所蔵文書のうち寛永期～天明期までの 202 点の文書等を収録。
小袋谷編（下）	昭和 53 年 12 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 562 ページ／頒価 2,800 円	小袋谷編（上）に続き、平井恒太郎氏 所蔵文書のうち、寛政期～明治期まで の文書等 285 点を収録。旧小袋谷村に 関する貴重な史料として価値が高い。
浄明寺編 二階堂編 西御門編 （上・下 2 冊揃）	昭和 56 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 800 ページ／頒価 6,100 円	林邦雄氏所蔵の史料 84 点、城田梅吉氏 所蔵の史料 34 点、鈴木長八郎氏所蔵の 史料 13 点を収録。
手広編（1） 内海家（上）	昭和 58 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 244 ページ／頒価 3,200 円	内海賢弑氏所蔵の文書等 40 点を収録。 慶安元年～文久元年までの史料を所 収。
手広編（2） 内海家（中）	昭和 59 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 519 ページ／頒価 4,000 円	内海宏次氏所蔵史料のうち、天正 19 年 ～明治 31 年までの史料を所収。

手広編（３） 内海家（下）	昭和 62 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 338 ページ／頒価 3,300 円	内海宏次氏所蔵史料のうち、明治期の 帳簿類を中心に 68 点の文書等を所収。
手広編（４） 和田家（上）	平成 2 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 390 ページ／頒価 3,800 円	和田寿夫氏所蔵史料のうち、天正 19 年 ～元治 2 年までの文書等 103 点を収 録。文化・文政年間の證文・帳簿・文 書類を中心とした史料群。
手広編（５） 和田家（中）	平成 3 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 372 ページ／頒価 4,000 円	和田家（上）に続き、和田寿夫氏所蔵 史料のうち、天明 6 年～明治 20 年ま での文書等 63 点を収録。證文・帳簿類を はじめ、幕府や明治政府の達など多岐 にわたる。
手広編（６） 和田家（下） 内海家補遺	平成 5 年 12 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 359 ページ／頒価 4,000 円	和田寿夫氏所蔵史料の 29 点及び補遺 として内海宏次氏所蔵史料のうち 140 点を収録。巻末に片桐一男氏の略解題 を付す。
扇ガ谷編（１） 河内家（１）	平成 10 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／ 総頁 313 ページ／頒価 4,800 円	市内扇ガ谷の河内家に伝わる寛永 12 年から天保 11 年までの文書等 105 点を 収録。工匠河内家が作事、普請を手が けた英勝寺に関する文書等を多数掲 載。
扇ガ谷編（２） 河内家（２）	平成 14 年 3 月刊行／ A 5 判、上製本／総頁 326 ページ／頒価 2,600 円	河内家文書の続編。天保 11 年～嘉永 7 年までの文書等 47 点を収録。英勝寺に 関する文書が中心であるが、光明寺山 門に関する文書等も収録。

・『発掘調査報告書』

図書名	概要	内容
(推定) 藤内定員邸跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行/ B 5 判/総頁 246 ページ/頒価 1,000 円	中央公民館（現：鎌倉生涯学習センター）建設に伴う発掘調査の報告。14 世紀の方形竪穴建築址、15 世紀の土壌墓などを発見。
向荏柄遺跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行/ B 5 判/総頁 214 ページ/頒価 900 円	市立第二小学校体育館建設に伴う発掘調査の報告。武家屋敷と推定される 13 ～14 世紀の遺構群を発見。
鶴岡八幡宮境内 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行/ B 5 判/総頁 182 ページ/頒価 1,000 円	史跡鶴岡八幡宮境内における鎌倉国宝館収蔵庫建設に伴う発掘調査の報告。鶴岡八幡宮が創建される以前の時期の埋葬人骨や木製五輪塔婆などを発見。
関谷島ノ神西遺跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 2 月刊行/ B 5 判/総頁 84 ページ/頒価 500 円	市内関谷における一般廃棄物最終処分場設置に伴う発掘調査の報告。縄文時代後期の竪穴住居跡 5 軒、埋甕 3 基などの遺構を発見。
北条泰時・時頼邸跡 発掘調査報告書	昭和 60 年 8 月刊行/ B 5 判/総頁 38 ページ/頒価 300 円	市内雪ノ下一丁目における店舗併用住宅の建設に伴う発掘調査の報告。若宮大路の東側の側溝からは「一丈伊北太郎跡」、「一丈南くのにの井の四郎入道跡」の木簡が発見されている。

・その他

図書名	概要	内容
としよりの話 （鎌倉市文化財資料第 7 集）	昭和 46 年 12 月初版刊行/ A 5 判/総頁 356 ページ/頒価 1,000 円	「鎌倉に生まれて鎌倉に暮らしている」お年寄り 225 名から聞き取りを行った庶民生活の記録。信仰、年中行事、仕事、言い伝えなど聞き取られた話の内容は多岐にわたり興味深い。

5 史跡の公有地化・整備維持管理

(1) 史跡の公有地化

令和5年度は史跡の公有地化を行わなかった。

(2) 史跡の整備

ア 史跡大町釈迦堂口遺跡

指定地内の隧道が崩落する危険があることから立入禁止としているが、史跡の保護及び隧道の通行の再開に向け、平成28年度に崩落危険性調査、平成29年度に崩落対策工事基本設計、平成30年度に施工計画検討、令和元年度に崩落対策工事詳細設計を実施した。

令和2年度から崩落対策工事实施の予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大のため先送りした。令和3年度から着工し、令和5年度に竣工した。

イ 史跡北条氏常盤亭跡

指定地内の急傾斜地が崩落する危険があることから史跡の保護と住民の安全を考え、令和4年度に対象急傾斜地の測量と地盤調査、令和5年度に崩落対策工事基本設計を行った。今後、令和6年度に崩落対策工事詳細設計、令和7年度に崩落対策工事を実施する予定である。

ウ 史跡浄光明寺境内・冷泉為相墓

指定地内に存在する市指定史跡相馬師常墓やぐら周辺が崩落する危険があることから、史跡の保護と来訪者の安全を考え、令和5年度に対象地の調査と測量を行った。今後、令和6年度に崩落対策工事基本設計、令和7年度に崩落対策工事詳細設計、令和8年度に崩落対策工事を実施する予定である。

エ 防災・管理業務

倒木や斜面崩落に伴う災害を未然に防ぐため、史跡鶴岡八幡宮境内指定地内の民有地に面する斜面にある高木、枯損木及び危険木を伐採した。

オ 維持管理

史跡指定地内市有地の草刈りや危険木の伐採などを計9史跡、延べ28回実施した。

(3) 史跡の公開活用

ア 市主催説明会等

令和5年度は実施しなかった。

イ 史跡永福寺跡使用及び占用

許可団体	許可期間	許可内容
東日本電信電話株式会社	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	電話柱用地
東京電力パワーグリッド株式会社	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	電柱用地
二階堂親和会	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	防災倉庫及び掲示板の 設置
公益社団法人鎌倉市観光協会	令和5年10月6日	駐車場利用
日本放送協会 メディア総局第3制作センター	令和5年11月16日～ 令和5年11月25日	番組撮影
国際航業株式会社 公共コンサルタント事業部 空間基盤技術部	令和6年3月27日～ 令和6年4月30日	写真撮影

ウ 目的外使用

史跡名	許可団体	許可期間	許可内容
鶴岡八幡宮境内	東日本電信電話 株式会社	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	電話柱用地
鶴岡八幡宮境内	東京電力パワー グリッド株式会社	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	電柱用地
北条氏常盤亭跡	東日本電信電話 株式会社	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	電話柱用地
北条氏常盤亭跡	東京電力パワー グリッド株式会社	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	電柱用地
大町釈迦堂口遺跡	東京電力パワー グリッド株式会社	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	電柱用地

(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理

次のとおり、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーとの協働で令和5年度は4史跡で延べ15回の維持管理活動を行った。

1	令和5年4月20日	東勝寺跡	9	令和5年9月6日	東勝寺跡
2	令和5年4月27日	大町釈迦堂口遺跡	10	令和5年9月14日	大町釈迦堂口遺跡
3	令和5年5月11日	北条氏常盤亭跡	11	令和5年9月21日	北条氏常盤亭跡
4	令和5年5月25日	法華堂跡	12	令和5年10月12日	法華堂跡
5	令和5年6月8日	北条氏常盤亭跡	13	令和5年10月26日	東勝寺跡
6	令和5年6月22日	大町釈迦堂口遺跡	14	令和5年11月2日	北条氏常盤亭跡
7	令和5年7月6日	北条氏常盤亭跡	15	令和5年11月16日	大町釈迦堂口遺跡
8	令和5年7月20日	大町釈迦堂口遺跡	その他 定期巡回等		

(5) 鎌倉市史跡等整備アドバイザー会議

鎌倉市が実施する史跡整備に資するため、史跡等の保存と活用に向け、様々な分野の知識経験を有する者等から広く意見を聴取することを目的とする。

委員は、文化財、史跡整備等に関する学識経験を有する者のうちから教育長が委嘱する。委員10人以内をもって組織し、任期は2年。

ア 委員名簿

任期 令和4年4月20日～令和6年3月31日

(50音順)

氏 名	分 野	役 職 等
入江 彰昭	緑地計画	東京農業大学教授
大三輪 龍哉	考古学	浄光明寺住職
河野 眞知郎	考古学	鶴見大学名誉教授
規矩 大義	地質工学	関東学院大学教授（理事長）
高橋 慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授

※役職等は令和6年3月末現在

イ 開催状況

令和5年度は、1回開催した。

(ア) 令和5年10月13日（金）

【議題】

- ・国指定史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策工事の完了について
- ・国指定史跡法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）及び北条氏常盤亭跡における倒木によるき損及び今後の復旧方法について

【現地視察】

- ・史跡大町釈迦堂口遺跡
- ・史跡法華堂跡（源頼朝墓・北条義時墓）
- ・史跡北条氏常盤亭跡

6 鎌倉国宝館の管理運営

(1) 沿革と特色

鎌倉国宝館は昭和3年4月3日に開館した歴史・美術博物館で、鎌倉の貴重な文化財を良好な環境の下で保管するとともに、市民や鎌倉を訪れる観光客などに、鎌倉の歴史や文化を知る機会を提供するため、展示・公開を行っている。

本館は、大正12年の関東大震災において、鎌倉の歴史ある多くの社寺が倒壊し、貴重な文化財が損失したことから、不時の災害から由緒ある文化遺産を保護し、あわせて鎌倉を訪れる方々がこれらの文化財を容易に拝観・見学できるよう、一堂に展示する施設として企画・設立された。

「国宝館」の名称は、本館設立当時施行されていた古社寺保存法や、この法を受け継いだ国宝保存法に規定される「国宝」を多数所蔵していたことに由来する。その後、文化財保護法の施行（昭和25年）により、「国宝」の規定が大きく変わり、当時の「国宝」の多くが「重要文化財」に変更となり現在に至っている。

しかし、設立時の基本方針は現在も引き継いでおり、本市が所有する文化財はもとより、鎌倉市域や近隣の社寺から寄託されたさまざまな文化財は、良好な環境の下で安全に保管するとともに、彫刻などの常設展示や年数回の特別展示において、広く市民に公開している。

また、長い歴史のなかで鎌倉から流失してしまった文化財も少なくなく、これらを発見・入手し鎌倉に復帰させることも重要な課題となっている。

さらに、鎌倉の文化財を総合的に調査し、その成果を『鎌倉国宝館図録』・『鎌倉志料』等として継続的に刊行するとともに、列品解説、「鎌倉国宝館・交流館友の会」の活動支援、講演会等を実施するなど、鎌倉の歴史・文化の普及活動に努めている。

(2) 館のあゆみ

鎌倉国宝館の設立に際しては趣旨に賛同した「鎌倉同人会」をはじめ、多くの人々から多額の寄付が寄せられ、昭和3年に多数の文化財の寄託を受け開館した。

その後、昭和25年に現在の「文化財保護法」が制定されると、26年には法に基づく勧告・承認出品施設となり、同年の博物館法制定の翌27年には登録博物館となった。

昭和58年12月に新館（収蔵庫）が竣工し、平成3年3月には本館（展示場）を改修するなど施設の充実が図られ、8年には公開承認施設に認定された。

平成12年に校倉風造りの本館が、国の登録有形文化財に登録された。

平成19年に新館収蔵庫の空調設備、26年には本館展示場の空調設備の大規模修繕、28年には新館エレベーターの改修を行った。

また、平成20年に新館収蔵庫に免震装置を設置し、21年には本館彫刻展示場にも免震装置を設置し、平成28年度から31年度にかけて、免震装置付展示ケースを導入するなど、収蔵資料の安全な保管に努めている。

昭和3年4月 町立鎌倉国宝館開館

昭和4年3月 国宝保存法制定

昭和 14 年 11 月	市制施行 市立鎌倉国宝館となる
昭和 20 年 6 月	収蔵品の一部、津久井郡串川村に疎開
8 月	一時閉館
10 月	再開館
昭和 21 年 5 月	疎開していた資料復帰
昭和 23 年 10 月	創立 20 周年祝賀式典開催
昭和 25 年 5 月	文化財保護法制定
昭和 26 年 5 月	勸告・承認出品施設となる
12 月	博物館法制定
昭和 27 年 8 月	登録博物館となる
10 月	鎌倉市教育委員会設置、その管轄下となる
昭和 30 年 11 月	神奈川県博物館協会発足、会員となる
昭和 44 年 3 月	『鎌倉国宝館四十年略史』刊行
昭和 45 年 11 月	友の会発足
昭和 49 年 10 月	財団法人氏家浮世絵コレクション設立
昭和 58 年 12 月	新館（収蔵庫）竣工
平成 3 年 3 月	本館（展示場）改修
平成 8 年 12 月	公開承認施設となる
平成 12 年 5 月	本館が登録有形文化財に登録される
平成 20 年 12 月	収蔵庫に免震装置を設置
平成 21 年 12 月	本館彫刻展示場に免震装置を設置
平成 26 年 3 月	本館空調設備改修
平成 29 年 3 月	新館エレベーター改修
平成 28～平成 31 年度	本館彫刻展示場に免震装置付展示ケースを設置
令和 3 年 3 月	本館彫刻展示場に架台付免震台を設置

(3) 施設の概要

ア 設備等

敷地面積	3,550.81 m ²
建築面積	1,338.65 m ²
	本館 798.84 m ²
	新館 539.81 m ²
延床面積	2,270.54 m ²
	本館 1,189.84 m ²
	新館 1,080.69 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造
	本館 地上 2 階
	新館 地上 2 階、地下 1 階

内 容	本館 1 階（収蔵庫・器具置場）	594.92 m ²
	2 階（展示場）	594.92 m ²
	新館 1 階（館長室、事務室等）	344.19 m ²
	2 階（収蔵庫）	378.00 m ²
	地階（機械室、修理室、収蔵庫等）	358.50 m ²

イ 開館時間・休館日

午前 9 時～午後 4 時 30 分（入館は 4 時まで）

月曜日（休日の場合は次の平日）

月に一度程度の展示替え日、殺虫燻蒸期間、年末等

ウ 観覧料

平常展示

一般 400 円（300 円） 小・中学生 150 円（100 円）

特別展（秋季特別展以外）

一般 500 円（400 円） 小・中学生 250 円（150 円）

特別展（秋季特別展）

一般 700 円（600 円） 小・中学生 300 円（200 円）

※（ ）内は 20 名以上団体料金

※鎌倉市に通学している小学生～大学院生及び市内在住者は無料

(4) 鎌倉国宝館協議会

委員定数 6 名 任期 2 年

○令和 3 年 11 月 15 日～令和 5 年 11 月 14 日（敬称略）

会 長 薄井和男（前神奈川県立歴史博物館館長）

副会長 錦昭江（鎌倉女学院中・高等学校校長）

大三輪龍哉（宗教法人浄光明寺代表役員）

瀬谷愛（東京国立博物館 学芸研究部列品管理課登録室長
貸与特別観覧室長）

牧野久実（鎌倉女子大学教授）

吉田茂穂（宗教法人鶴岡八幡宮宮司）

○令和 5 年 11 月 15 日～令和 7 年 11 月 14 日（敬称略）

会 長 薄井和男（前神奈川県立歴史博物館館長）

副会長 大三輪龍哉（宗教法人浄光明寺代表役員）

斎藤千歳（元鎌倉市教育委員）

瀬谷愛（東京国立博物館 学芸研究部列品管理課登録室長
貸与特別観覧室長）

牧野久実（鎌倉女子大学教授）

吉田茂穂（宗教法人鶴岡八幡宮宮司）

(5) 事業実施状況

ア 展覧会

- 肉筆浮世絵の美—氏家浮世絵コレクション—（令和5年4月1日～5月7日）32日間
仏画入門—はじめまして！ 仏教絵画鑑賞—（令和5年5月13日～7月2日）44日間
大正地震100年・元禄地震320年 2つの関東大震災と鎌倉
（令和5年7月22日～9月10日）44日間
国府津山 宝金剛寺—密教美術の宝庫—（令和5年10月21日～12月3日）38日間
国宝 鶴岡八幡宮古神宝（令和6年1月4日～2月12日）35日間
ひな人形—春を寿ぐちいさな美—（令和6年2月27日～3月31日）30日間

イ 主な調査研究

- ・重要文化財 大日如来坐像（宝金剛寺蔵） 調査・撮影 令和5年4月
・県指定文化財 真言八祖像（宝金剛寺蔵） 調査・撮影 令和5年4月
・県指定文化財 不動明王二童子立像（宝金剛寺蔵） 調査・撮影 令和5年12月
・重要文化財 蘭溪道隆像（建長寺蔵）等 調査・撮影 令和6年3月

ウ 主な収蔵品貸出

- ・重要文化財 観音像（建長寺蔵）他 神奈川県立歴史博物館 令和5年4月
・重要文化財 被帽地藏菩薩像（円覚寺蔵）他 九州国立博物館 令和5年8月
・重要文化財 文殊菩薩立像（阿弥陀寺蔵） 神奈川県立歴史博物館 令和5年9月
・国宝 籬菊螺鈿蒔絵硯箱（鶴岡八幡宮蔵） 鶴岡ミュージアム 令和6年3月

エ 出版

- ・特別展図録『国府津山 宝金剛寺—密教美術の宝庫—』刊行
・『鎌倉市教育委員会文化財調査研究紀要』第6号 刊行

オ 普及活動

（出張講座）

- ・令和5年4月15日（土）開催 於・教養センター ガイド養成講座
講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸員）
「仏像の見方」
受講者数：40名 ガイド協会会員6名
・令和5年5月24日（水）開催 於 鎌倉女学院中学校
講師：山本勉（鎌倉国宝館長）
「仏像のひみつと鎌倉」
受講者数：約40名

- ・ 令和5年9月7日（木）開催 於 鎌倉女子大学二階堂学舎
講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）

「関東大震災100年～震災からの文化財復興と鎌倉国宝館」

受講者数：定員100名

- ・ 令和5年11月29日（水）開催 於・清泉小学校3年生
講師：山本みなみ（鎌倉国宝館学芸員）

「鎌倉幕府と北条政子について」

受講者数：児童22名、教員1名

- ・ 令和6年2月2日（金）開催 於・富士塚小学校4年生
講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）

「鎌倉国宝館の歴史について」

受講者数：児童41名

（博物館実習）

8月5日（土）～8月23日（水）※実質5日間

大学生5名

（インターンシップ）

- ・ 8月2日（水）～8月3日（木）

県立大船高等学校 1名

県立藤沢総合高等学校 1名

- ・ 8月16日（水）～8月26日（土）※実質8日間

鎌倉女子大学 1名

○列品解説

- ・ 毎週水曜日午前10時30分 実施回数36回

○特別解説

- ・ 随時 実施回数29回

○「鎌倉の名宝」（広報かまくらに掲載）

- ・ 令和5年11月1日号 No.113・五百羅漢図 全五十幅（円覚寺）

○鎌倉国宝館・交流館友の会における講演

- ・ 令和5年4月19日（水）

講師：有山佳孝（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

「中世の祈りのかたち」

- ・ 令和5年5月24日（水）

講師：鈴木弘太（鎌倉市教育委員会文化財課技術職員）

「発掘された鎌倉の遺跡」

- ・ 令和5年5月31日（水）半蔵門ミュージアム見学会

講師：山本勉（鎌倉国宝館長・半蔵門ミュージアム館長）

- ・ 令和5年6月21日（水）

講師：今井雅晴（筑波大学名誉教授）

「北条泰時の活動―北条義時没直後の鎌倉幕府―」

- ・ 令和5年8月9日（水）

講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）

「大正地震100年・元禄地震320年 2つの関東大震災と鎌倉」

- ・ 令和5年9月20日（水）

講師：古川元也（日本女子大学教授）

「鎌倉ゆかりの芸能と儀礼」

- ・ 令和5年10月25日（水）

講師：山本みなみ（鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館学芸員）

「高野山金剛三昧院―鎌倉殿と弔った寺院の軌跡―」

- ・ 令和5年11月21日（火）

講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸員）

「国府津山 宝金剛寺―密教美術の宝庫―」

- ・ 令和6年1月16日（火）

講師：浪川幹夫（鎌倉歴史文化交流館学芸員）

「蒙古襲来と鎌倉」

- ・ 令和6年3月14日（木）

講師：柴村抄織（鎌倉女子大学教授）

「『紫式部日記』を読む」

- ・ 令和6年3月22日（金）半蔵門ミュージアム見学会

講師：山本勉（鎌倉国宝館長・半蔵門ミュージアム館長）

(6) 主な出版物

- 鎌倉国宝館収蔵名品目録
- 鎌倉国宝館収蔵名品目録（英訳版）
- 鎌倉国宝館直伝！仏像のキホン（日本語・英語・仏語・中国語〔繁・簡〕・韓国語版）
- 鎌倉国宝館直伝！仏画のキホン
- 北条時頼とその時代
- 鎌倉ゆかりの天神さま―荏柄天神社宝物と常盤山文庫コレクション―
- 鎌倉 meets 東大寺～武家の古都と南都をつなぐ悠久の絆～
- 中世鎌倉寺社絵図の世界

- 鎌倉公方足利基氏—新たなる東国の王とゆかりの寺社—
- 鎌倉国宝館 1937-1945 —戦時下の博物館と守り抜かれた名宝—
- 源実朝とその時代
- 名宝巡礼—古都鎌倉の祈りのかたち
- 国宝 鶴岡八幡宮古神宝
- 生誕 150 年記念 間島弟彦と黎明期の鎌倉国宝館—その知られざる物語—
- 北条氏展
- 2つの関東大震災と鎌倉
- 鎌倉国宝館図録
- 国府津山 宝金剛寺
- ※1-3 鎌倉の彫刻 1 - 3
- ※4 鎌倉の肖像画
 - 5 鎌倉の絵巻
- ※6 鎌倉の仏画
- ※7 鎌倉の漆器
- ※8 鎌倉の肖像彫刻
- ※9 鎌倉の水墨画
- ※10 鎌倉の石塔
- ※11 鎌倉の古鐘
- ※12 鎌倉の仏像
- ※13 鎌倉の史跡
- ※14 鎌倉の中世建築
- ※15 鎌倉の古絵図Ⅰ
 - 16 鎌倉の古絵図Ⅱ
 - 17 鎌倉の古絵図Ⅲ
- ※18 鎌倉の中世出土遺品
 - 19 鎌倉彫
- ※20 鎌倉の墨蹟
 - 21 鎌倉の五輪塔
 - 22 鎌倉の宝篋印塔
 - 23 鎌倉の石仏・宝塔
- ※24 鎌倉の板碑
 - 25 鎌倉の漆器Ⅱ
 - 26 鎌倉の絵巻Ⅱ
- ※27 鎌倉の在名彫刻Ⅰ
 - 28 鎌倉の在名彫刻Ⅱ
 - 29 鎌倉の在名彫刻Ⅲ
 - 30 鎌倉の近世障壁画
 - 31 鎌倉の水墨画（祥啓と玉隠）

- 32 鎌倉の頂相画
- 33 鎌倉の金工
- 34 鎌倉の書Ⅰ 僧侶
- 35 鎌倉の書Ⅱ 武人
- 36 鎌倉の肖像彫刻Ⅰ 頂相
- 37 鎌倉の肖像彫刻Ⅱ 武人・高僧
- 38 特輯 鎌倉の国宝

○ 鎌倉国宝館論集

- ※ 1 鎌倉の彫刻
- ※ 2 鎌倉の古道
- ※ 3 江の島と錦絵
- ※ 4 鎌倉の廃寺（禅宗の部）
- ※ 5 鎌倉の廃寺（永福寺など）
- ※ 6 鎌倉の廃寺（諸宗の部）
- ※ 7 鎌倉の新鐘（江戸時代）
- ※ 8 鎌倉の教学
- ※ 9 鎌倉の板碑
- ※ 10 鎌倉東慶寺の縁切寺法
- ※ 11 鎌倉地方造像関係資料第一集
- ※ 12 鎌倉地方造像関係資料第二集
- ※ 13 鎌倉地方造像関係資料第三集
- ※ 14 鎌倉地方造像関係資料第四集
- ※ 15 鎌倉地方造像関係資料第五集
- ※ 16 鎌倉地方造像関係資料第六集
- 17 鎌倉地方造像関係資料第七集
- 18 鎌倉地方造像関係資料第八集

○ 鎌倉志料

- 1 鎌倉五山記ほか
- 2 鎌倉五大堂事蹟備考ほか
- 3 鹿山衆評帳ほか
- 4 建長寺常住日記（Ⅰ）
- 5 建長寺常住日記（Ⅱ）
- 6 建長寺常住日記（Ⅲ）
- 7 建長寺常住日記（Ⅳ）
- 8 建長寺常住日記（Ⅴ）
- 9 建長寺常住日記（Ⅵ）
- 10 建長寺常住日記（Ⅶ）
- 11 建長寺常住日記（Ⅷ）

〔※は絶版〕

(7) 資料関係

○ 収蔵品一覧

種別	国宝	重文	重美	県文	市文	未指定	計
寄託品	5 件 43 点	74 件 870 点	1 件 1 点	20 件 79 点	81 件 1,393 点	564 件 1,392 点	745 件 3,778 点
館蔵品		1 件 2 点	1 件 1 点	3 件 16 点	11 件 232 点	292 件 2,226 点	308 件 2,477 点
計	5 件 43 点	75 件 872 点	2 件 2 点	23 件 95 点	92 件 1,625 点	856 件 3,618 点	1,053 件 6,255 点

※重文＝重要文化財、重美＝重要美術品、県文＝県指定文化財、市文＝市指定文化財

※収蔵品のうち、重美と市文を兼ねる作品が2件2点（寄託品1件1点、館蔵品1件1点）あり、両方で数える。指定種別の総計は該当数の和となるが、寄託品・館蔵品・収蔵品の総計は重複を除外した数とする。

※令和5年度収蔵品：2件

- ・鎌倉市指定文化財 常楽寺境内絵図 常楽寺蔵 1幅
- ・円覚寺所蔵資料 円覚寺蔵 1式（73点）

○ 写真原版総数

92,924 枚

（単位：cm）

種別	3.5	6×4.5	6×6	6×7	6×9	手札	4×5	5×7	8×10	計
モノクロ	42,869		5,796	25,949	5,487	505	3,406			84,012
カラー	133	40	4	3,294	217		5,168	52	4	8,912
計	43,002	40	5,800	29,243	5,704	505	8,574	52	4	92,924

(8) 入館者動向

○月別入館者数

月	開 館 日 数	入場 者 総数	1日 平均	団体		個人											無料	観覧料計
						一般					小・中							
				一般	小中	一般	環境	割引	県利 用券	市助 成券	小中	環境	割引	県利 用券	市助 成券			
4月	26	5,245	202	122	0	3,833	10	1	19	6	290	3	0	2	3	956	2,057,100	
5月	22	4,239	193	65	0	2,952	21	1	11	4	349	2	0	0	0	834	1,607,050	
6月	26	3,498	135	0	0	2,323	15	2	9	6	427	1	0	0	1	714	1,283,850	
7月	10	1,192	119	0	0	828	2	0	2	3	42	0	0	0	0	315	542,500	
8月	27	3,416	127	0	0	2,328	14	4	9	9	226	3	0	0	0	823	1,722,450	
9月	9	1,515	168	26	0	915	2	0	2	1	34	0	0	0	0	535	669,700	
10月	9	1,889	210	0	0	1,285	5	3	1	3	201	0	0	0	0	391	967,800	
11月	26	5,599	215	107	0	3,563	15	0	7	13	489	0	0	0	2	1403	2,729,350	
12月	3	805	268	19	0	490	5	0	0	5	51	0	0	0	0	235	376,450	
1月	24	3,983	166	4	16	2,518	6	1	8	11	270	0	0	0	0	1149	1,343,150	
2月	14	3,121	223	3	24	1,835	8	0	2	0	706	2	0	0	0	541	1,103,800	
3月	27	4,865	180	134	2	3,243	7	1	6	22	495	2	0	0	1	952	1,817,400	
計	223	39,367	176.5	480	42	26,113	110	13	76	83	3,580	13	0	2	7	8848	16,220,600	

※「環境」：環境手形持参者割引

※「県利用券」：県職員割引

※「市助成券」：市町村職員割引

○特別展入館者数

特 別 展 名 称	開 催 期 間	開館日数 (日)	総入館者 (人)	一日平均 (人)
北斎と肉筆浮世絵の美	令和5年4月1日(土)～5月7日(日)	32	7,336	229.3
仏画入門	令和5年5月13日(土)～7月2日(日)	44	6,008	136.5
2つの関東大震災と鎌倉	令和5年7月22日(土)～9月10日(日)	44	5,761	130.9
国府津山 宝金剛寺	令和5年10月21日(土)～12月3日(日)	38	8,293	218.2
国宝 鶴岡八幡宮古神宝	令和6年1月4日(木)～2月12日(月)	35	6,631	189.5
ひな人形	令和6年2月27日(火)～3月31日(日)	30	5,338	177.9
計		223	39,367	176.5

7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営

(1) 沿革と特色

平成 29 年 5 月 15 日、世界的に著名な建築家ノーマン・フォスター氏の設計事務所(フォスター＋パートナーズ)が手がけた個人住宅を活用して開館した。

鎌倉で発掘された出土品を中心に、原始・古代から近現代に至る鎌倉の歴史を紹介している。ジオラマ・プロジェクションマッピングや VR をはじめとする最新の映像展示、随所に施された特殊な建築資材、中世の景観を彷彿とさせる庭園、高台からの海の眺望も見どころとなっている。最新の発掘調査の成果をふまえた企画展、講座やワークショップなどの各種イベントも随時開催している。

(2) 施設の概要

ア 設備等

本館建物延べ面積:1,137.77 m²

別館建物延べ床面積:267.56 m²

イ 開館時間・休館日

開館時間 10:00～16:00(入館は 15:30 まで)

休館日 日曜・祝日・休日、年末年始、展示替え期間など

ウ 観覧料

観覧料 一般 400 円[300 円]、小・中学生 150 円[100 円]

※[]内は 20 名以上団体料金

(3) 事業実施状況

ア ギャラリートーク(学芸員による展示解説)

平成 29 年 7 月 22 日(土)以降、毎週土曜日 11:00 から

令和 4 年 4 月より毎週木曜日 10:30 からに変更

イ 展覧会

・企画展「中世の祈りのかたち」

令和 5 年(2023 年)3 月 25 日(土)～7 月 1 日(土)入館者 4,949 人

・企画展「新出土！鎌倉に遺された足跡－発掘調査速報展 2023－」

令和 5 年(2023 年)7 月 15 日(土)～8 月 31 日(木)入館者 2,127 人

・企画展「国宝多宝塔造立 800 年記念 高野山金剛三昧院－鎌倉殿を弔った寺院の軌跡－」

令和 5 年(2023 年)9 月 25 日(月)～12 月 2 日(土)入館者 5,683 人

・特集展示「洪鐘祭－60 年に一度の祭礼の記憶－」

前期 7 月 15 日(土)～8 月 31 日(木)

後期 9 月 25 日(月)～10 月 31 日(火)

・企画展「〈文永の役 750 年〉異国襲来ー東アジアと鎌倉の中世ー」

令和5年(2023 年)12 月 16 日(土)～令和6年(2024 年)3月9日(土)入館者 4,848 人

・企画展「鎌倉の廃寺ー寺社の興亡ーMaster Piece Collection2024」

令和6年(2024 年)3月 21 日(木)～6月 29 日(土)入館者 5,580 人

ウ 講座・ワークショップ・イベント

・鎌倉市教養センター春期一般教養講座「北条義時の子どもたち～大河の後を辿って～」

令和5年(2023 年)6月 19 日(月)9:30～11:30 13:30～15:30 ※講師派遣

・西御門ふれあい広場講座「鎌倉と高野山金剛三昧院」

令和5年(2023 年)10 月 23 日(月)13:30～15:50 ※講師派遣

・企画展関連講演会「高野山金剛三昧院」参加者 120 名

令和5年(2023 年)11 月 11 日(土)13:30～16:40

・キッズプログラム「ミニ源平合戦図屏風をつくろう！」

令和5年(2023 年)4月 22 日(土)13:00～14:30 8組 17 名

・キッズプログラム「発掘！！DOKI(土器)★DOKI(土器)体験」

令和5年(2023 年)5月 27 日(土)13:30～15:00 10 組 18 名

・キッズプログラム「いざ！和本チャレンジ-マイご朱印帳をつくろう-」

令和5年(2023 年)6月 24 日(土)13:30～15:00 2組5名

・キッズプログラム「染めてみない？中世の型板の模様で藍染体験」

令和5年(2023 年)7月 22 日(土)13:00～15:00 5組 10 名

・キッズプログラム「中世の職人体験！滑石スタンプづくり」

令和5年(2023 年)8月 26 日(土)13:30～15:00 4組9名

・キッズプログラム「関東大震災 100 年津波が襲ったところをたずねて」

令和5年(2023 年)10 月 28 日(土)13:30～15:30 3組7名

・キッズプログラム「弓の名手 那須与一にチャレンジ-手作りの弓矢で扇に命中させよう！！-」

令和5年(2023 年)11 月 25 日(土)13:00～15:00 4組9名

・キッズプログラム「さわって、つくって、遊んでみよう！鎌倉時代のすごろく(双六)」

令和5年(2023 年)12 月 23 日(土)13:00～15:00 5組 13 名

・キッズプログラム「博物館のお仕事を体験してみない？学芸員になりきって展示を作ろう！」

令和6年(2024 年)1月 27 日(土)13:30～15:00 4組9名

・キッズプログラム「ミニ源平合戦図屏風をつくろう！」

令和6年(2024 年)2月 24 日(土)13:30～15:00 3組6名

・キッズプログラム「いざ！和本チャレンジ-マイご朱印帳をつくろう-」

令和6年(2024 年)3月 23 日(土)13:30～15:00 7組 15 名

・音楽ライブ「Nitemoves Live at Kamakura by 鎌倉歴史文化交流館×ASAL」参加者 34 名

令和5年(2023 年)9月 27 日(水)18:00～20:00

・「浮浪庵 flow-an 茶×鎌倉歴史文化交流館+ASAL」参加者 174 名

令和5年(2023年)11月1日(水)～12月2日(土)

・「ヨルカマ～夜の呈茶と浮浪庵(flow-an)」参加者 20 名

令和5年(2023年)11月4日(土)・11月10日(金)17:00～19:30

・「浮浪庵 flow-anトークイベント」参加者5名

令和5年(2023年)11月24日(金)18:00～20:00

・「「異国襲来とその時代」伝承の地を訪ねてー鎌倉・江ノ島を歩くー(1日コース)」参加者 11 名

令和6年(2024年)3月5日(火)10:30～16:00

エ 自由参加型イベント(交流室使用、来館者自由参加)

・「甲冑の着装体験」令和5年(2023年)10月7日(土)・11月4日(土)・12月2日(土)

令和6年(2024年)1月6日(土)・2月3日(土)・3月2日(土)

・「セタのあらましー乞巧奠(きっこうでん)ー」令和5年(2023年)6月29日(木)～7月1日(土)

オ 市内文化施設連携イベント

・「鎌倉ミュージアムめぐり スタンプラリー」

令和5年(2023年)5月13日(土)～令和6年(2024年)3月31日(日)

カ 学校対応関係

・市内在学・在住の小学生・中学生への「鎌倉国宝館＋鎌倉歴史文化交流館 年間パスポート」配布

・放課後かまくらっ子第一「ペーパー甲冑をつくろう」

令和5年(2023年)7月25日(火)10:00～11:30 13:00～14:30 ※講師派遣

・鎌倉市立小坂小学校出張授業「洪鐘祭の歴史と人々の暮らし」

令和5年(2023年)10月11日(水)10:45～12:20 ※講師派遣

・御成小学校6年生 12 名(6月13日)、葉山町立一色小学校6年生 81 名(11月2日)、横浜市立桂台小学校6年生 58 名(11月17日)、西鎌倉小学校6年生 106 名(1月23日)、山崎小学校6年生 33 名(1月23日)、国大附属鎌倉小学校3年生 35 名(2月1日)他

キ 「VR永福寺」「VR大仏殿」「VR北条義時法華堂」の常設公開

設置場所:鎌倉歴史文化交流館 本館エントランス

制作者:湘南工科大学 長澤・井上研究室

・「VR 永福寺」

公開時期:平成30年9月15日(土)から

※「VR永福寺」…ヘッドマウントディスプレイを利用し、幻の大伽藍を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

・「VR 大仏殿」

公開時期: 令和5年(2023年)6月24日(土)から

※「VR大仏殿」…ヘッドマウントディスプレイを利用し、高德院銅造阿弥陀如来坐像を安置した堂宇を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

・「VR 北条義時法華堂」

公開時期: 令和5年(2023年)9月25日(月)から

※「VR北条義時法華堂」…ヘッドマウントディスプレイを利用し、2代執権・北条義時の墳墓として建てられた堂宇を臨場感あふれる3DCG映像で再現したデジタルコンテンツ。

ク 鎌倉歴史文化交流館・鎌倉国宝館 公式Youtubeチャンネル「かまくらミュージズちゃんねる」による動画の配信

※展示内容をはじめ、鎌倉の歴史・文化の魅力を幅広い年齢層の方々に伝え、理解を深めていただくことを目的とした動画コンテンツ

(4) 入館者動向

○月別来館者数

月	開館 日数	来館者 総数	一日 平均
令和5年4月	24	1,002 人	42 人
令和5年5月	24	1,403 人	58 人
令和5年6月	26	1,401 人	54 人
令和5年7月	14	666 人	48 人
令和5年8月	25	1,508 人	60 人
令和5年9月	6	491 人	82 人
令和5年10月	25	2,469 人	99 人
令和5年11月	25	2,330 人	93 人
令和5年12月	13	954 人	73 人
令和6年1月	23	1,506 人	65 人
令和6年2月	23	1,886 人	82 人
令和6年3月	17	1,509 人	89 人
合計	245	17,125 人	70 人

○曜日別来館者数

(単位:人)

月／曜日	日	月	火	水	木	金	土	合計
令和5年4月	0	126	180	186	138	153	219	1,002
5月	0	254	235	235	224	235	220	1,403
6月	0	137	273	239	242	270	240	1,401
7月	0	56	54	142	101	99	214	666
8月	0	164	218	271	348	173	334	1,508
9月	0	96	81	48	83	99	84	491
10月	0	327	400	272	447	452	571	2,469
11月	0	251	270	407	516	271	615	2,330
12月	0	83	115	70	91	152	443	954
1月	0	128	366	168	216	269	359	1,506
2月	0	111	191	269	502	531	282	1,886
3月	0	137	161	147	196	406	462	1,509
合計人数	0	1,870	2,544	2,454	3,104	3,110	4,043	17,125
曜日ごとの割合	0	11%	15%	14%	18%	18%	24%	100.00%

8 資料編

(1) 鎌倉市内指定文化財件数一覧

令和6年3月31日現在

種 別	有 形 文 化 財									無 形 文化財	民俗文化財 (資料)		記 念 物			合 計
	建造物	絵 画	彫 刻	工 芸	書 跡	典 籍	古文書	考 古 資 料	歴 史 資 料		有 形	無 形	史 跡	名 勝	天 然 記念物	
国 宝	1	4	1	6	3											15
国指定	22	29	38	19	24		26	4	2				31	3		198
県指定	8	9	23	15	2			2			2	1	2			64
市指定	33	53	87	29	19	5	18	17	5	2	23		9		29	329
合 計	64	95	149	69	48	5	44	23	7	2	25	1	42	3	29	606

※国登録有形文化財（建造物） 44 件

(2) 鎌倉市文化財保護条例

平成17年3月2日条例第13号

改正

令和元年12月25日条例第25号

鎌倉市文化財保護条例をここに公布する。

鎌倉市文化財保護条例

鎌倉市文化財保護条例(昭和35年3月条例第7号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 市文化財専門委員会(第4条—第10条)
- 第3章 市指定有形文化財(第11条—第27条)
- 第4章 市指定無形文化財(第28条—第33条)
- 第5章 市指定民俗文化財(第34条—第40条)
- 第6章 市指定史跡名勝天然記念物(第41条—第46条)
- 第7章 市選定保存技術(第47条—第51条)
- 第8章 補則(第52条)
- 第9章 罰則(第53条—第56条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けない市内に存する文化財で市にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって市民の文化的向上に資するとともに、広く文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、やぐら、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、海浜、山谷その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高

いもの(以下「記念物」という。)

(市民、所有者等の責務)

第3条 市民は、鎌倉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な文化的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できる限りこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の施行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市文化財専門委員会

(設置)

第4条 教育委員会に鎌倉市文化財専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第5条 専門委員会は、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。

(構成等)

第6条 専門委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 専門委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 専門委員会の会議(以下「会議」という。)は、教育委員会が必要に応じて招集する。ただし、委員の3分の2以上の要求があったときは、教育委員会は、会議を開催しなければならない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第9条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

第3章 市指定有形文化財

(指定)

第11条 教育委員会は、市内に存する有形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有

形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ専門委員会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第12条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
- 3 市指定有形文化財について法又は県条例の規定による重要文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。
- 4 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第13条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、当該市指定有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第192条の2第1項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

第14条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添付して、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、指定書を添付するものとする。

(滅失、毀損等)

第15条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第16条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を指定書を添付して教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会の規則で定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第17条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、市長は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第18条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会の規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告等)

第19条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び前条の規定は、前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合について準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第20条 第17条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、当該補助又は費用負担に係る修理又は管理に関し必要な措置(以下「修理等」という。)が行われた後に当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合は、当該補助金若しくは負担した額又はその合計額から当該修理等が行われた後に当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金若しくは負担した額」とは、補助金又は負担した額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財又はその部分につき教育委員会が別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市長は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第21条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第22条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第17条第1項の規定による補助金の交付、第19条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために要する費用の全部又は一部は、市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により市が費用を負担する場合について準用する。

5 教育委員会は、第1項の規定による勧告に基づいて市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による勧告に基づいてする公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第24条 前条第6項の規定は、同条第2項の規定による勧告に基づいてする公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第16条の規定による届出があった場合について準用する。

(所有者以外の者による公開)

第25条 市指定有形文化財の所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の教育委員会の規則で定める施設において国の機関又は地方公共団体が主催する場合は、教育委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りる。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(調査及び報告)

第26条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関し報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第27条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第4章 市指定無形文化財

(市指定無形文化財の指定等)

第28条 教育委員会は、市内に存する無形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定について準用する。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 第11条第3項の規定及び第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。

(市指定無形文化財の指定等の解除)

第29条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、当該保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除について準用する。

5 市指定無形文化財について法又は県条例の規定による重要無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

6 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、当該保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第30条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則に定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(市指定無形文化財の保存)

第31条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形文化財の公開)

第32条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対しては市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第33条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たるところを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定民俗文化財

(市指定民俗文化財の指定)

第34条 教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、市内に存する無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定について準用する。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(市指定民俗文化財の指定の解除)

第35条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 第11条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 前項において準用する第11条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

4 第11条第3項及び前条第4項の規定は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

6 第12条第4項の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

7 前項において準用する第12条第4項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

8 前条第4項の規定は、第5項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準

用する。

（市指定有形民俗文化財の現状変更等）

第36条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

（市指定有形文化財に関する規定の準用）

第37条 第13条から第20条まで及び第22条から第27条までの規定は、市指定有形民俗文化財の管理、保護及び公開について準用する。

（市指定無形民俗文化財の保存）

第38条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

（市指定無形民俗文化財の記録の公開）

第39条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形民俗文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開について準用する。

（市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）

第40条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第6章 市指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第41条 教育委員会は、市内に存する記念物のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定史跡、鎌倉市指定名勝又は鎌倉市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 第11条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

（解除）

第42条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法又は県条例の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 第11条第3項から第5項までの規定は第1項の規定による指定の解除について、第12条第4項の規定は前項の規定による指定の解除についてそれぞれ準用する。

(標識等の設置)

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会の規則で定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第44条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第46条において準用する第13条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第45条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 第21条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による許可について準用する。

(市指定有形文化財の規定の準用)

第46条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第26条及び第27条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物の管理及び保護について準用する。

第7章 市選定保存技術

(選定等)

第47条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要がある技術又は技能を鎌倉市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、当該保持者と保持団体とを併せてすることができる。

4 第11条第3項及び第28条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定について準用する。

(選定等の解除)

第48条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第11条第3項及び第29条第3項の規定は、第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市選定保存技術について法又は県条例の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

5 第29条第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

6 前条第2項の規定による認定が、市選定保存技術の保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、当該保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)、当該保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては当該保持者のすべてが死亡し、かつ、当該保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第49条 市選定保存技術の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則の定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者若しくは管理人を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者又は管理人(保存団体が解散した場合にあっては、代表者又は管理人であった者)について、同様とする。

(保存)

第50条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他市選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができるものとし、市長は、当該保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第51条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 補則

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

第9章 罰則

第53条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定有形文化財の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第54条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項に規定する者が当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第55条 第21条又は第45条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の

条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、15万円以下の罰金又は科料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

付 則(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(市指定有形民俗文化財等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の鎌倉市文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)第33条の規定により指定されている鎌倉市指定民俗資料は、改正後の鎌倉市文化財保護条例(以下「改正後の条例」という。)第34条の規定により指定された鎌倉市指定有形民俗文化財とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により文化財に関しなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行前に行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(令和元年12月25日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項、第15条、第19条、第21条、第23条第7項、第36条第2項及び第45条第1項の改正規定、第53条の改正規定(「き棄」を「毀棄」に改める部分に限る。)、第54条の改正規定(「き損」を「毀損」に改める部分に限る。)並びに第55条の改正規定(「現状の変更」を「現状変更」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(3) 鎌倉国宝館条例

昭和 27 年 8 月 11 日条例第 24 号
改正

昭和 27 年 10 月 31 日条例第 35 号

昭和 29 年 8 月 25 日条例第 24 号

昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号

昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号

昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号

昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号

昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号

昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号

昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号

昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号

昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号

昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号

平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号

平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号

平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号

令和 3 年 12 月 23 日条例第 17 号

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例を、ここに公布する。

鎌倉国宝館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、鎌倉国宝館（以下「国宝館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、鎌倉市立の博物館として博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）の定めるところにより、国宝館を次のように設置する。

名称 鎌倉国宝館

位置 鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 1 号

(国宝館の目的)

第 3 条 国宝館は、美術、歴史、考古学等に関する博物館資料を収集し、受託し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 国宝館は、法第 3 条の定めるところに従い、おおむね次に掲げる事業を行う。

(1) 実物、模写、文献、図表、写真、フィルム等の博物館資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、受託し、保管し、及び展示すること。

(2) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。

- (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (5) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (6) 鎌倉市及びその周辺にある文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等、一般公衆の文化財利用の便を図ること。
- (7) 他の博物館、学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

（観覧料）

第 5 条 国宝館の陳列品等を観覧しようとする者は、観覧料を納めなければならない。ただし、市内に住所を有する者については、この限りでない。

2 前項の観覧料は、別表に定めるとおりとする。ただし、特別の展示会を開催するときの観覧料は、市長がその都度定める。

（観覧料の減免）

第 6 条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

（既納の観覧料）

第 7 条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（博物館資料の特別利用）

第 8 条 国宝館が保管し、又は展示している博物館資料を学術研究、博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による利用が次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

- (1) 博物館資料の保全上支障があると認められるとき。
- (2) 国宝館の管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないとき。

（利用料）

第 8 条の 2 前条第 1 項の規定により特別利用の許可を受けた者は、利用料を納めなければならない。

2 前項の利用料は、特別利用の許可を受けた博物館資料 1 点につき 2,000 円（当該博物館資料を出版物に掲載し、又はテレビジョン放送等に利用しようとする場合にあつては、1 点につき 5,000 円）とする。

（利用料の減免等）

第 8 条の 3 第 6 条及び第 7 条の規定は、利用料の減免及び還付について準用する。

（観覧の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒み、又はその者に
対し退館を命ずることができる。

- (1) 国宝館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 国宝館の施設、附属設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者
- (3) その他国宝館の管理上支障があると認められる者
（損害賠償）

第10条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い当該施設等を
原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを
得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（職員）

第11条 国宝館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) その他必要な職員
（国宝館協議会）

第12条 国宝館に鎌倉国宝館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、6人とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、
学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任
者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鎌倉国宝館条例（昭和16年条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和27年10月31日条例第35号）

この条例は、昭和27年11月1日から施行する。

附 則（昭和29年8月25日条例第2号）

この条例は、昭和29年9月1日から施行する。

附 則（昭和31年9月29日条例第30号）

この条例は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則（昭和32年4月1日条例第5号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（昭和35年10月18日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年3月30日条例第17号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

付 則（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。（昭和 40 年 11 月規則 27 号により昭和 41 年 1 月 1 日から施行）

付 則（昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による別表の改正規定は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 3 年 12 月 23 日条例第 17 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の鎌倉国宝館条例第 5 条第 1 項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

別表（第 5 条）

区分	個人	団体（20人以上）
一般	1 人につき 400 円	1 人につき 300 円
小学生及び中学生	同 150 円	同 100 円

備考 一般とは、15 歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

(4) 鎌倉歴史文化交流館条例

平成29年3月30日条例第46号

改正

令和3年12月23日条例第17号

鎌倉歴史文化交流館条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉の歴史及び文化に関する展示並びに教育及び普及の事業の実施により、市民及び鎌倉を訪れる人の鎌倉の歴史的遺産及び文化的遺産への理解を深めるとともに、交流の場の提供により市民の交流を促進するため、鎌倉歴史文化交流館(以下「交流館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鎌倉歴史文化交流館	鎌倉市扇ガ谷一丁目5番1号

(事業)

第3条 交流館の事業は、次のとおりとする。

(1) 鎌倉の歴史及び文化に関する資料(以下「歴史文化資料」という。)の保管、展示及び利用

(2) 鎌倉の歴史及び文化に関する教育及び普及の事業の実施

(3) 交流の場の提供

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、日曜日並びに鎌倉市の休日を定める条例(平成元年9月条例第4号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、交流室の利用時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 交流室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たり交流館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

(1) 交流館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設及び設備並びに歴史文化資料等(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の承認を得た者又は交流館において歴史文化資料を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

(1) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(観覧料等の支払)

第9条 利用者は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「観覧料等」という。)を市長に支払わなければならない。ただし、市内に住所を有する者の観覧に係る料金については、この限りでない。

2 観覧料等は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料等の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の返還)

第11条 既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(歴史文化資料の特別利用)

第12条 交流館が保管し、又は展示している歴史文化資料を学術研究、他の博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

(1) 歴史文化資料の保全上支障があると認められるとき。

(2) 交流館の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成29年5月教委規則第2号により同年5月15日から施行)

付 則(令和3年12月23日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

7 第6条の規定による改正後の鎌倉歴史文化交流館条例第9条第1項及び別表の規定は、施行日以後の観覧に係る料金について適用し、施行日前の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第9条)

区 分			金 額	
観 覧	個 人	一 般	1人につき	400円
		小学生及び中学生	同	150円
	団体(20人以上)	一 般	同	300円
		小学生及び中学生	同	100円
交流室の利用			1回につき	2,000円

備 考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

(5) 国指定史跡永福寺跡条例

平成28年3月28日条例第36号

国指定史跡永福寺跡条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、貴重な歴史遺産を保存するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高めるため、教育、学術及び文化にふれあう場として国指定史跡永福寺跡(以下「永福寺跡」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 永福寺跡の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

国指定史跡永福寺跡 鎌倉市二階堂209番

(休場日)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、永福寺跡を臨時に休場することができる。

(開場時間)

第4条 永福寺跡の開場時間は、4月から10月までの間は午前9時から午後5時まで、11月から3月までの間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 永福寺跡内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が永福寺跡の管理及び研究のため必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (7) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (8) 喫煙すること。
- (9) 前各号のほか、永福寺跡の管理及び来場者の安全の確保に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 永福寺跡内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 鎌倉市都市公園条例(昭和41年10月条例第25号)別表第1の2の部区分の欄に掲げる行為を行うこと。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
- (3) 花火等火気を使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、永福寺跡の全部又は一部を独占して使用すること(次条第1項の許可を受けた場合を除く。)

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請に係る行為が史跡の保存及び景観並びに公衆の利用に支障を来さないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可に、永福寺跡の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、変更の許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものと認められるものであるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(占有)

第7条 永福寺跡の全部又は一部を占有しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

(使用料等)

第8条 永福寺跡を使用し、又は占有する者(以下「使用者等」という。)は、次の各号に掲げる使用又は占用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料又は占有料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

- (1) 次号で規定する場合を除き、工作物その他の物件又は施設を設置し、永福寺跡を占有する場合 鎌倉市道路占用条例(昭和57年1月条例第12号)別表に掲げる区分に応じ、同表で定める額
- (2) 第6条第1項第1号に掲げる行為をして永福寺跡を使用する場合 鎌倉市都市公園条例別表第1の2の部に掲げる区分に応じ、同表で定める額

- 2 前項の使用料等は、第6条第1項又は前条第1項の許可を行った後速やかに徴収する。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者等の責に帰さない理由により、使用し、又は占有することができないとき。
- (2) 使用者等が使用開始又は占有開始の7日前までに使用又は占有の取消しを申し出た場合において、相当の理由があると認められるとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(権利の譲渡)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(損害賠償)

第12条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又は

その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第6条第1項又は第5項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第7条第1項又は同条第2項の規定により準用する第6条第5項の規定に違反して永福寺跡の全部又は一部を占用した者
- 2 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(6) 鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

令和3年12月21日条例第13号

鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本計画等の策定に関し必要な事項を調査審議するため、鎌倉市にふさわしい博物館基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に関係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体又は市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者
- (6) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、委員会の所掌事項の処理が終了した日に、その効力を失う。

(鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例の廃止)

3 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例(平成31年1月条例第27号)は、廃止する。

～文化財保護法（抜粋）～

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という）についてその調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

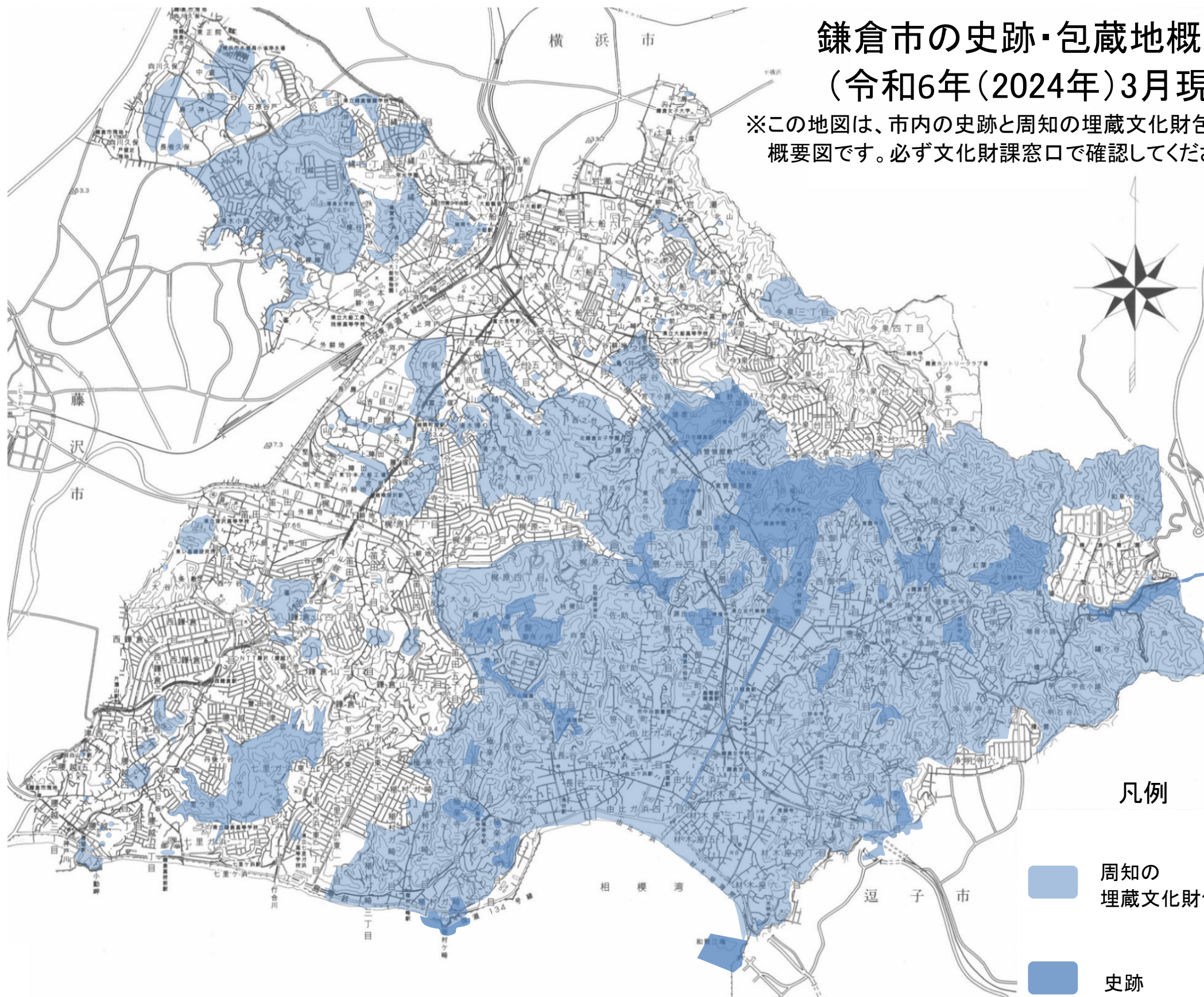
（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

鎌倉市の史跡・包蔵地概要図

（令和6年（2024年）3月現在）

※この地図は、市内の史跡と周知の埋蔵文化財包蔵地の概要図です。必ず文化財課窓口で確認してください。



鎌倉市文化財年報 令和5年（2023年）度

令和7年（2025年）3月発行

鎌倉市教育委員会 教育文化財部

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18番10号